資料139-3

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

(諮問第3173号)

〈 目 次 〉

1	答申	書	(済	₹)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	概	要		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	36
(参	考) 数則	11000	ን ሂ		·笙	: 	动	ᆴ	安										18

情 郵 審 第 * 号 令和*年*月*日

総務大臣 鈴木 淳司殿

情報通信行政・郵政行政審議会 会 長 相 田 仁

答 申 書(案)

令和5年10月6日付け諮問第3173号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のと おり答申する。

記

- 1 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添1のとおりである。
- 2 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、次のとおり諮問された省令等の改正案を修正した上で制定することが適当と認められる。
 - ・電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の一部改正案及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第38号)の一部改正案の一部について、別添2のとおりとすること。
 - ・電気通信事業法第27条の3第1項の規定に基づき、同条第2項の規定の適用を受ける電気 通信事業者を指定する件(令和5年総務省告示第291号)の一部を改正する告示案の一部 について、別添3のとおりとすること。

以上

電気通信事業法施行規則等の一部改正に対する意見及びそれに対する考え方

意見募集期間:令和5年 10 月7日(土)~同年 11 月6日(月) 案件番号:

意見提出者一覧 意見提出者 22 件(法人 11 件、個人:11件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	株式会社プラザクリエイト
2	一般社団法人テレコムサービス協会
3	公益社団法人全国消費生活相談員協会
4	一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会
5	株式会社オプテージ
6	株式会社ベルパーク
7	株式会社圓陣
8	株式会社NTTドコモ
9	ソフトバンク株式会社
10	楽天モバイル株式会社
11	KDDI株式会社
_	個人(11件)

(1) 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案関係

意見	考え方	修正の 有無
総論		
意見1 本省令案の施行後の影響を注視し、必要に応じて対応を検討することを要望。	考え方1	
■ 2019年8月に総務省より公表された「電気通信事業法の一部を改正する法律によるモバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的考え方」において、「過度の端末代金の値引き等の誘引力に頼った競争慣行について2年を目途に根絶することとし、通信市場・端末市場の双方における競争がより働くよう、通信役務の利用者に対して端末を販売する際の端末代金の値引き等について、一定の厳しい上限を定める」との考えから、端末代金の割引上限額については、現行の2万円が設定されたものと認識しております。また、本年9月に公表された「競争ルールの検証に関する報告書2023」において「通信料金と端末代金の完全分離については、特にMNO3社及びその販売代理店は、未だに過度の端末値引き等による誘引力に頼った競争慣行から脱却できていないという状況にある」と示されたことに加え、2019年の改正電気通信事業法の施行以降も規律違反が散見されてきた状況を鑑みると、現在においても過度の端末代金の値引き等の誘引力に頼った競争が根絶されていない状況と考えることから、割引上限額を現行の2万円以上の金額に見直す合理的な理由はないと考えます。 なお、本省令案では割引上限規制の見直しとして割引上限額を原則4万円とすることが示されたところ、MVNOはMNOに比べてARPUが低くかつ原価の大宗を接続料が占める等、MNOとは事業構造が異なりMNOと同水準の割引を行うことが困難であることからMNOとMVNO間の競争力の差がさらに拡大するおそれがあると考えます。この点、モバイル市場の公正な競争環境の維持や利用者間の公平性の確保等への影響が懸念されることから、仮にそのような状況となった場合は、速やかに議論や検証等を実施した上で規律の見直し等をご検討いただくようお願い申し上げます。	○ 端末代金の割引上限の見直しについては、競争 ルールの検証に関する報告書2023 (以下「報告書」という。)を踏まえ、いわゆる白ロム割を規 制の対象に加えるとともに、最新のデータに基 づき、割引額の上限を原則 4 万円に見直すもの であり、適当であると考えます。	無

		l
意見	考え方	修正の
	1.5.1	有無
意見2 本省令案の施行後の影響を注視し、必要に応じて対応を検討することを要望。	考え方2	
本省令案の施行に伴い、業界で問題となっていた過度な端末割引とそれによる	〇 端末代金の割引上限の見直しの御意見について	無
転売については、いわゆる白ロム割も含めて割引上限を設けることにより、一定の	は、賛同の御意見として承ります。	
抑制効果が見込めるものと考えます。一方で、端末割引の縮小により端末販売数が	〇 また、規制対象となる事業者について、電気通	
減少し、テクノロジーの普及や代理店経営等に影響を及ぼすことが想定されるた	信事業法(昭和59年法律第86号)第27条の3で	
め、実施後の影響を注視し、必要に応じて対応を検討頂くことを要望します。	は、利用者数のシェアが相対的に小さい事業者	
	は規制の対象から除くこととされていると承知	
また、本省令案では、規制対象となる事業者基準の緩和(結果的に現行対象とな	しております。	
っている一部のMVNO事業者が除外)も示されていますが、本来は事業規模によらず	〇 このため、事業規模によらず全事業者に規制を	
対象の小売サービスを提供している全事業者に公平に適用されるべきであると考	適用すべきとの御意見は、法律の趣旨に照らし	
えます。加えて、小売サービスで規制の適用を受ける事業者と受けない事業者が混	て適当ではなく、報告書を踏まえ、利用者数の	
在することは、例えば規制を受けない事業者が多額の割引をして安価に端末を販	シェアが相対的に小さい事業者を指定対象外と	
売することができる一方で、規制を受ける事業者は割引規制により同じ端末でも	する電気通信事業法施行規則等の一部を改正す	
高価格で販売せざるを得なくなるといった状況が発生することは公正競争観点か	る省令案(以下「本省令案」という。)は適当で	
ら問題であり、また利用者の混乱も生じさせることからも適当ではないと考えま	あると考えます。	
す。		
な影響が生じてもなお利用者利益の確保に繋がっているのか懸念があるため、本		
省令案も踏まえて行われる予定の「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガ		
イドライン」での詳細なルール整備や、今後の関連議論においては、将来的に目指		
すべき通信市場の方向性を明確にした上で、政策について議論して頂きたいと考		
えます。		
【ソフトバンク】		
第22条の2の15関係(指定事業者の範囲に係る見直し関係)		
意見3 本省令案に賛同。	考え方3	
○記3 本有で来に負回。 禁止行為の規定の適用を受けない電気通信事業者の基準に係る今般の見直しにつ	考え力さ ○ 賛同の御意見として承ります。	無
	〇 貝回の脚总兄Cして併りまり。 	無
いては、独立系MVNOが創意工夫による独自のサービスを創出・提供することが可能		

意見	考え方	修正の 有無
となり、モバイル市場における競争の活性化、引いては利用者利便の向上に繋がる		
ものと考えますので、本改正案に賛同いたします。		
【オプテージ】		
意見4 規制は全事業者を対象とすべき。	考え方4	
総論でも述べているとおり、本省令案では、規制対象となる事業者基準の緩和(結	〇 規制対象となる事業者について、電気通信事業	無
果的に現行対象となっている一部のMVNO事業者が除外)が示されていますが、本来	法第27条の3では、利用者数のシェアが相対的	
は事業規模によらず対象の小売サービスを提供している全事業者に公平に適用さ	に小さい事業者は、規制の対象から除くことと	
れるべきであると考えます。加えて、小売サービスで規制の適用を受ける事業者と	されていると承知しております。	
受けない事業者が混在することは、例えば規制を受けない事業者が多額の割引を	〇 このため、事業規模によらず全事業者に規制を	
して安価に端末を販売することができる一方で、規制を受ける事業者は割引規制	適用すべきとの御意見は、法律の趣旨に照らし	
により同じ端末でも高価格で販売せざるを得なくなるといった状況が発生するこ	て適当ではなく、報告書を踏まえ、利用者数の	
とは公正競争観点から問題であり、また利用者の混乱も生じさせることからも適	シェアが相対的に小さい事業者を指定対象外と	
当ではないと考えます。	する本省令案は適当であると考えます。	
【ソフトバンク】		
意見5 MNOであっても新規参入時点では競争への影響は限定的であることから、今後	考え方5	
は、MNO・MVNOの区別をなくした上、指定事業者の範囲を基準化し、これに基づき指定		
する運用とすべき		
本改正案において、「法第二十七条の三第一項の総務省令で定める利用者の数の	〇 本省令案は、報告書におけるMVNOの対象の見直	無
割合は、仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(略)について、百	しを踏まえたものであります。MNOを含めた対	
分の四とする」とされ、MVNOについてのみ見直しが図られておりますが、MNOであ	象事業者の見直しに関する御意見については、	
っても新規参入時点では競争への影響は限定的であることから、今後は、MNO・MVNO	競争環境を適正なものとしていく観点から、総	
の区別をなくした上、指定事業者の範囲を基準化し、これに基づき指定する運用と	務省において、通信市場の競争状況を注視し、	
すべきと考えます。	必要に応じて、見直しの検討を進めることが適	
【楽天モバイル】	当であると考えます。	
第22条の2の16関係(通信料金と端末代金の完全分離に係る規律の見直し関		
係)		
意見6 本省令案による見直し後も引き続き競争状況を注視いただき、過度な端	考え方6	

		ı
意見	考え方	修正の 有無
		有無
は、3年を待たずに更なる見直しの必要性について議論し、必要な措置を講じる		
は、3年で何たりに更なる元直しの必要にについて議論し、必要な相直を講しることを要望。		
端末割引の上限額に係る今般の見直しは、低中価格帯の端末におけるいわゆる	○ 頂いた御意見は、必要に応じ、総務省における	無
「転売ヤー」や「1円端末」等の問題の抑止の観点からは、一定の効果が期待でき	今後の政策検討の際の参考とされるものと考え	711
「私児で一」や「「日端木」等の同題の抑止の観点がらば、一定の効果が期待できるものと考えております。	す彼の政策検討の際の参考とされるものと考え	
一方で、改正電気通信事業法の趣旨である「通信料金と端末代金の完全分離」に	4 9 ο	
ついて、現在も MNO による端末割引等に係る違反行為が確認されている状況であ		
ることを踏まえると、改正当時の「端末値引き等の誘引力に頼った競争慣行を2年		
を目途に根絶」するという目標は達成できていないものと考えております。		
総務省殿においては、今般の改正以降も、モバイル市場における競争状況を注視		
いただくとともに、MNO や販売代理店による過度な端末割引等により公正な競争環		
境が阻害される状況となった場合や、規律違反等の不当な行為が確認された場合		
は、3年を待たずに更なる見直しの必要性についてご議論いただき、必要な措置を		
講じていただくことを要望いたします。		
【オプテージ】		
意見7本省令案に賛同。	考え方7	
通信サービスと端末のセット販売時の「白ロム割」を規制の対象とすることは、端	〇 賛同の御意見として承ります。	無
末の購入頻度が高いユーザが「1円販売」等の過度の端末値引きにより他のユーザ		
に比べて相対的に得をするなど、ユーザ間の不公平や転売ヤー問題の解消のため		
に必要であると考えており、「白ロム割」について利益の提供の上限額の範囲に含		
めることに賛同いたします。また、上限額を4~8万円の端末は対照価格の50%		
まで、4万円以下の端末は2万円までとすることについても、4万円未満のスマー		
トフォンにおける「一括1円販売」等による、過度な端末割引競争やそれにより生		
じている転売ヤー問題等を改善する観点から、有益と考えられるため、本改正内容		
についても賛同いたします。		
【NTTドコモ】		

意見	考え方	修正の 有無
競争ルールの検証に関する報告書 2023 (以下、「報告書 2023」という。) にお		
いて、「割引額の上限については、原則4万円とするが、対照価格が4万円から		
8万円までの場合にあっては対照価格の50%、4万円以下にあっては2万円とす		
ることが適当」とされた内容を踏まえた省令改正案であるため賛同いたします。		
今回の割引上限規制の見直しにより、低中価格帯端末における「転売ヤー」や「1		
円端末」等の問題に対し一定の効果があるものと考えます。		
[KDDI]		
意見8 見直しにより具体的にどう変わるのか分かりやすい説明を行っていただ	考え方8	
きたい。		
割引上限規制の見直しは大きな変化であるので「白ロム割」のみならず「SIMのみ	〇 本省令案による見直し後の制度について、総務	無
新規割」や端末購入プログラムにおける免除額を含めて、何がどう変わるのか具体	省において、適切な説明や周知を行うことが適	
的にわかりやすい説明をしていただきたい。あわせて今後、過度な値引きはなくな	当と考えます。	
ることをしっかり周知いただきたい。		
【全国消費生活相談員協会】		
意見9 不良在庫端末の特例について見直しを検討していただきたい。	考え方9	
割引上限規制の改正案のうち「4万円から8万円の端末は価格の50%」は、施行規	〇 頂いた御意見は、必要に応じ、総務省における	無
則第22条の2の16第1項第2号ただし書における不良在庫端末の利益の提供の	今後の政策検討の際の参考とされるものと考え	
額の上限(最終調達日から24か月経過した場合に対照価格の半額に相当する額)	ます。	
を踏まえて設定されましたが、結果的に改正後はいつでも 50%まで値引きできる		
ようになるため、4万円から8万円の端末については24か月経過後に半額まで値		
引きできるという不良在庫端末をさばくための規定が機能しなくなります。また		
そもそも、市場においては毎年同一メーカーの後継機種が発売されるため、キャリ		
アの最終調達日から 24 か月経過どころか、12 か月経過した端末ですら価格以外で		
訴求することが難しい商品となりますので、4万円から8万円までの端末について		
は、販売代理店が不良在庫を抱え込むなどの経営への悪影響がでないよう、12 か		
月経過後は1円まで値引きできるよう見直しをご検討いただきたいと思います。		
【全国携帯電話販売代理店協会】		

意見	考え方	修正の 有無
割引上限規制の改正案により白ロム割が規制されることで、過度な割引は抑制さ		
れるものの、販売代理店各社の不良在庫の処分が自由に行えなくなることによる		
経営への悪影響を強く懸念します。別紙 1 の P9②で特例の論点の記載があります		
が、不良在庫端末の定義についても見直しをご検討いただきたいと思います。具体		
的には競争ルールの検証に関する報告書 2023 (案) に対する意見 3-27 の KDDI 株		
式会社の意見のとおり、グローバル端末メーカーの製造終了を判断するタイミン		
グは日本市場とは無関係であり、メーカー製造終了という定義は廃止する。加えて		
販売代理店が不良在庫を抱える期間短縮のため、最終調達日からの経過月数(12 か		
月・24 か月) の短縮や割引上限(50%・80%) の見直しをご検討いただきたいと		
思います。		
【全国携帯電話販売代理店協会】		
意見 10 廉価端末の特例における廉価端末の定義は、4万円以下の価格帯の端末	考え方10	
のうち、お客様に受け入れられる実態としての廉価端末の額にすべき。		
施行規則第22条の2の16第1項第2号口につき、現在は対照価格が2万円(税	〇 本省令案では、端末割引上限の最低額を2万円	無
抜)以下の端末を廉価端末と定義しており、その根拠は利益の提供の上限額が2万	としているため、廉価端末の特例の対象となる	
円であったためと理解します。(2023年6月22日公表の競争ルールの検証に関す	端末の対照価格についても2万円とすることが	
る報告書 2023 (案) においては、利益の上限額の見直しに連動して変更される予	適当と考えます。	
定であったため。) 今回の改正では利益の提供可能額の上限は4万円と試算され		
たので、廉価端末の定義を2万円に据え置く根拠はなく、改めて、廉価端末の価格		
は廉価端末の価格として、4万円以下の価格帯の端末のうち、お客様に受け入れら		
れている価格帯(実際に購入されている価格帯)を調査のうえ、実態としての廉価		
端末の額を決定すべきと思います。		
【全国携帯電話販売代理店協会】		
意見 11 3 Gの移行完了後も、通信方式変更や周波数移行が発生する可能性が考	考え方11	
えられることから、今後の状況に応じて、速やかに制度手当の検討していただき		
たい。		

意見	考え方	修正の 有無
3G の移行完了後も、通信方式変更や周波数移行が発生する可能性は考えられ、その際には事業者起因で端末が利用できなくなった場合の利用者保護観点から、端末を無償提供できるようにする救済措置が必要となります。 「競争ルールの検証に関する報告書 2023」(案)に対する弊社意見への総務省殿考え方においても、以下のとおりお示し頂いていますが、今後の状況に応じて、利用者が不利益を被ることないよう速やかに制度手当の検討を頂きたいと考えます。 〈総務省殿考え方〉 〇 4Gから5G等への移行が本格的に進められる状況になった際は、総務省において、その状況等を踏まえ、必要に応じて、当該特例について検討することが適当と考えます。	○ 頂いた御意見は、必要に応じ、総務省における 今後の政策検討の際の参考とされるものと考え ます。	無
【ソフトバンク】 意見 12 法による端末割引の過剰規制は行うべきではない。	 考え方12	
電通法による割引の過剰規制は行うべきでは無い。2019 年 10 月に契約を伴う割引に規制をした事で、その年の年末より割引規制の緩い 3G サービスからの移行を対象とした割引合戦が加熱、結果虚偽の申告を行う契約者や販売代理店による乱売が発生。KDDI の 3G サービス終了後鈍化したため鎮火したものの、2021 年夏頃からの白口ム割引開始に伴い、利用を目的としない端末のみの購入者が社会問題となる。年度末には買いまわり(転売目的の購入者)が組織化、大量の端末が店舗から取得され、中古市場に多く出回る。結果的に総務省は規制すべき本質を理解せぬまま、ルールを策定するため、多くの国民は恩恵をうけれず、一部層の至福を肥やす結果となった。端末販売のみは単なる物販という扱いなのであれば規制する必要はない。また、契約セットに対する値引き規制を行わなければ、通称転売ヤーの社会問題を引き起こすことも少なかった。結局資本力のある大手キャリアはあの手この手で販売代理店に対し施策費用や値	○ 電気通信事業法第27条の3は、我が国のモバイル市場を過度な端末値引き等による誘引力に頼った競争慣行から脱却させ、通信サービスと端末それぞれの魅力による競争を適切に機能させることを目指すものであり、現時点においては、必要な規制であると考えます。 ○ なお、本省令案による見直しを行ったにもかかわらず、今後過度の端末値引きの誘引力に頼った競争慣行から脱却できない場合には、総務省において、通信サービスと端末の販売の在り方を含めた検討が必要になると考えます。	無

意見	考え方	修正の 有無
引き原資の支援ができるため、結果的に過剰な値引き制限をすることは無意味だ と考えます。		日 邢
【個人 1 】		
改正案に反対。		
そもそも大手通信キャリア4社による携帯電話端末の販売を許すべきでない。		
 通信キャリアは大規模な購買力を持ち、値引きの原資を持つために、長らく携帯電 話端末の販売について公正な競争を妨げてきた。SIMフリー版の告知や価格の発表		
時期などの結果からも鑑みるに、この状況が変わる兆しが見えない。なお在庫処分 の値引きの原資は通信料金から捻出されている。		
また携帯電話端末の仕様そのものにも悪影響を与えている。一例として他社バンド、DualSIM 塞ぎが挙げられる。この件について、大手三社が大規模な通信障害を		
起こさなければ変わらなかった。同様かつ是正されていない事例は枚挙にいとまがない。		
加えて、転売ヤー対策としても通信キャリアによる携帯電話端末の販売を許すべ		
きでない。		
例えば i Phone に関して、転売ヤー最大手は通信キャリアである。在庫を大量に確		
保し AppleStore や家電量販店で取り扱われる SIM フリーiPhone の供給を結果的		
に絞り、高値で販売している。これらは一般的な転売ヤーよりも組織的かつ大規模		
に行われている。日本を除く主要先進国では見受けられない事例だ。		
これらの状況を是認し続けた総務省にはより適切な施策の早期実行を望む。		
【個人5】		

意見	考え方	修正の 有無
自由経済の世の中で、国が商品の販売価格に規制を加えることは、健全な市場育成にならない為、販売価格の規制事態をやめることが重要だ。 人気が無い端末は1円でも売れないことから市場淘汰されていく。		
規制を考えるのであれば、データ保護がしっかりしているか、セキュリティアップデートがきちんとしているか等で、販売の許可を出せばいいのであって、現在の携帯電話市場は国の不当な介入で今まで以上にゆがんだものとなっている 【個人6】		
意見 13 通信料金と端末代金を完全分離させ、端末購入プログラムのような販売方法は廃止すべき。	考え方13	
端末の価格に対する、長期契約を見込んだ割引をすることは禁止し、端末の価格と通信費を完全に独立させると良い。	○ 頂いた御意見については、必要に応じ、総務省に おける今後の政策検討の際の参考とされるものと 考えます。	無
また、2年後に端末返却するとキャッシュバックのような、実質残化設定型の売り 方も廃止し、規制やルールをシンプルにすべき。		
今の規制方法や販売方法は、一見安く見えて、実はそうでは無い、というパターンを無くすつもりがあるとは思えない。		
	* ~	
意見 14 端末の一括値引きを禁止し、分割値引きに関しては端末を値引きしてから分割を組むのではなく、端末の支払いと平行して端末の値引きを組むようにすべき。	考え方14	
そもそも2年縛り、回線とのセット販売を禁止した事で起きた事。それにより転売 目的の転売ヤーだけでなく、端末を安く購入する、キャッシュバック目的で普通の 人まで家族を使ってなど、短期で会社を転々と移るようになった。端末の値引きに 関しては端末の一括値引きを禁止、分割値引きに関しては端末を値引きしてから	○ 頂いた御意見については、必要に応じ、総務省に おける今後の政策検討の際の参考とされるものと 考えます。	無
分割を組むのではなく、セット販売時のように端末の支払いと平行して端末の値		

意見	考え方	修正の 有無
引きを組むようにすれば良いと思う。そうすることで端末目的の短期解約は減り、 転売も転々と移るような人も減ると思う。今でいうとホームルーターの契約時と 同じ方式で良いと思う。		
【個人3】		
意見 15 SIM のみ新規契約についても今回見直される通信サービスと端末のセット販売に係る規律と同様の規律となるのか。また、MNO 又はその販売代理店において、端末の割賦購入の場合は割引を行い、一括購入の場合は割引をしないなどといった販売方法に疑問を感じる。	考え方15	
今後、新たな抜け道が出ないことを期待します。 今回の案でsim単体契約も白ロムと同じ規制になるということでしょうか?	O SIMのみ新規契約については、本省令案による見直しの対象ではないものの、電気通信事業法第27条の3の潜脱行為を防止する観点から、総務	無
最近のキャリアまたは代理店の売り方は割賦前提の売り方で、割賦を組むと割引。 一括購入だと割引がなくなる。この売り方に疑問を感じています。	省において、報告書の提言を踏まえた電気通信 事業法第27条の3等の運用に関するガイドライ	
あと、割賦の前半二年は、すごく安いのに、後半二年は高額になる。4年使う場合は厳しい。	ンの見直しが行われるものと承知しています。 〇 端末の割賦販売に関する御意見については、必	
返す前提の売り方も良くないと思う。 【個人11】	要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の 参考とされるものと考えます。	
意見 16 施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号における「新規契約」を条件とする利益の提供と、施行規則第 22 条の 2 の 17 第 6 号における「継続利用割引」について、ガイドライン等で考え方と具体的な例示が必要。	考え方16	
改正後の電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」)において、新規の契約締結	〇 頂いた御意見は、必要に応じ、総務省における今	無
時の利益提供を定めた施行規則第22条の2の16第1項第2号と、継続利用割引	後の政策検討の際の参考とされるものと考えま	
について定めた施行規則第22条の2の17第6号が、新規の契約締結時の利益提	す。	
供においてどのように関係してくるのか、ガイドライン等で考え方と具体的な例		
示が必要と考えます。 		
新規の契約締結時における利益提供の可否を判断するための期間が「継続利用」に		

意見	考え方	修正の 有無
該当してしまうことを例示として、施行規則第22条の2の17第6号がおこなわれているとされており、同号でも「当該契約を締結した日の属する月の初日から起		
算して六月を経過する日までの間は、当該利用者が受けることとなる一月当たり の利益の額が当該契約に係る一月当たりの料金」として、新規の契約締結による利		
益提供が継続利用割引の規定の範囲であるとして改正案が作成されています。		
新規の契約締結時の利益提供を定めた施行規則第22条の2の16第1項第2号の		
内容も併せて解釈すると、新規の契約締結を条件とした利益提供は 		
施行規則第22条の2の16第1項第2号として、		
・月額料金の割引の禁止 ・利益提供の上限額は4万円		
・提供が可能な利益の範囲は、施行規則第22条の2の16第1項第1号イから二までに掲げる内容		
施行規則第22条の2の17第6号として、		
・契約を締結した月を初月として 6 ヵ月は「月額料金の 1 か月分/月」まで ・6 ヵ月を過ぎたら「月額料金の 1 か月分/年」まで		
とあり、それぞれの条文を合わせると、4万円の利益提供を完了するまで相応の年数が必要になるとも解釈できます。		
例えば、NTT ドコモ社が提供する「ahamo」ですと月額料金が 2,970 円ですから、		
上述の通りに解釈すると、契約締結から90カ月を経過しても4万円の利益提供が		
述の解釈は誤りであろうと考えます。		
(契約を締結した月から 6 ヵ月間は 2,970 円。以降、1 年後の 18 ヵ月目から 12 ヵ月おきに 2,970 円の利益提供をおこなうとして計算しました)		

意見	考え方	修正の 有無
このように、複数の解釈ができるため、一般的に多くの事業者がいわゆる「キャンペーン」として提供している「通信料金の割引」「端末の割引」「キャッシュバック」「ポイント」などにおいて、どのような利益提供であれば施行規則の規律の範囲であるのか又はないのかを具体的に記載する必要があると感じました。		
特に現在の規律では提供可能としている「移動電気通信役務の料金(付加的な機能の提供の料金を除く。)の減免その他これと同等の利益」に該当しない利益提供について、どのような形であれば施行規則第22条の2の17第6号に該当するのかが明確に示す必要があると考えます。		
また、施行規則第22条の2の17第6号で定めてある「その他経済的利益」には何が該当するのか、施行規則第22条の2の16第1項第1号二にある「その他の経済的な利益」と関連性があるのか、についてもガイドライン等で具体的な内容の記載が必要と考えます。		
さらに、現在の規律では、届出媒介等業務受託者が電気通信事業者の奨励金などを得ずに独自に自社の費用を用いて行う利益提供に関しては利益提供の上限には含まれていないでしたが、そのような「白ロム割」に該当しない利益提供も多く行われている中で、このような利益提供も施行規則第22条の2の16第1項第2号の規律の対象となり得るのかを明確にする必要があると考えます。		
意見 17 端末の割引上限の範囲にはどのような割引が含まれるのか。また、端末の下取り額について十分に注視すべき。	考え方17	
割引上限規制には具体的にどのような割引が含まれるのか。 現在も、固定回線とセットの場合は多額のキャッシュバックが行われている。 サブスクアプリ等の加入で値引金額増額もある。	○ 割引上限の対象となる利益の提供は、例えば、 端末代金の値引き、金銭、ポイント、商品券、 クーポン等が考えられます。 ○ 端末の下取り額に関する御意見については、必	無

意見	考え方	修正の 有無
端末の値引きを規制してもノジマなどの量販店は高額端末下取りを独自で実施し	要に応じ、総務省における今後の政策検討の際	
て、実質の負担金を下げる。	の参考とされるものと考えます。	
端末下取価格を増額するインセンティブ(原資)はキャリアがニギリで提供してき		
た。		
よって、高額端末下取り(下取金額増額)は十分にウオッチすべき項目である。		
【個人9】		
第22条の2の17関係(行き過ぎた囲い込みの禁止に係る規律の見直し関係)		
意見 18 本省令案による見直し後も競争環境を引き続き注視し、「料金・サービス	考え方18	
本位の競争」環境が実現された際には、電気通信事業法第27条の3第2項第1		
号の規定に基づき制約されている利益の提供に関するサービスについて、その		
対象の緩和を要望する。		
電気通信事業法第27条の3の規律については、「競争ルールの検証に関する報告	〇 頂いた御意見については、必要に応じ、総務省	無
書2023」(2023年9月電気通信市場検証会議競争ルールの検証に関するWG取りま	における今後の政策検討の際の参考とされるも	
とめ)第5章に記載のとおり、「通信料金と端末代金の完全分離」と「行き過ぎた	のと考えます。	
囲い込みの禁止」を柱とし、「料金・サービス本位の競争」環境を目指して導入さ		
れたものと認識しております。		
本改正案は、「行き過ぎた囲い込みの禁止」に係る継続利用割引規制について、		
長期にわたって利用者を拘束するものに限定する等の緩和を行うものと理解しま		
すが、改正後も競争環境を引き続き注視いただき、「料金・サービス本位の競争」		
環境が実現された際には、同条第2項第1号の規定に基づき制約されている利益		
の提供に関するサービスについて、その対象を緩和していただくことを要望いた		
します。		
【楽天モバイル】	本二十10	
意見19 本省令案に賛同。	考え方19	4111
本省令改正案に賛同いたします。	〇 賛同の御意見として承ります。 	無
なお、報告書2023に記載された長期にわたって利用者を拘束する行為とまでは		
言えない事例(下記 i)、ii))については、それぞれ「当該契約において当該利益		

意見	考え方	修正の
		有無
の提供を約し、又は約させる場合に限る。」、「当該契約を締結した日の属する月の		
初日から起算して六月を経過する日までの間は、当該利用者が受けることとなる		
一月当たりの利益の額が当該契約に係る一月当たりの料金」との記載を追加する		
ことにより解消されるものと理解しております。		
i)契約時点において将来の継続利用に応じた割引を行うことを約していない場		
合(例えば、3 Gから4 G又は5 Gへの移行を行う際、3 G利用者に対してキ		
ャンペーン割引を行う場合や既に新規受付を終了している自社プランからの		
移行者に限定した割引を行う場合)		
ii)料金割引が適用されることの判定に一定期間を要する場合(例えば、月末に		
申込みのあった利用者に対する割引の適用有無をシステム都合により翌月の		
初日に処理を行う場合)		
[KDDI]		
* C 00 E W 2 C * 4 E * C * C * C * C * C * C * C * C * C *		
意見20 長期利用者を優遇すべき。	考え方20	
		無
それ以前にまず端末を返納したら残金を免除という見せかけのアホなことを止め	○ 頂いた御意見については、必要に応じ、総務省	無
それ以前にまず端末を返納したら残金を免除という見せかけのアホなことを止め させろ。こういうプログラムは名前が騙す気満々でちゃんと「リース」というのを	O 頂いた御意見については、必要に応じ、総務省 における今後の政策検討の際の参考とされるも	無
それ以前にまず端末を返納したら残金を免除という見せかけのアホなことを止めさせろ。こういうプログラムは名前が騙す気満々でちゃんと「リース」というのを利用者にわからせろと言いたい。特にドコモのオンラインショップなんて返納あ	○ 頂いた御意見については、必要に応じ、総務省	無
それ以前にまず端末を返納したら残金を免除という見せかけのアホなことを止めさせろ。こういうプログラムは名前が騙す気満々でちゃんと「リース」というのを利用者にわからせろと言いたい。特にドコモのオンラインショップなんて返納ありきの詐欺まがいの金額を前面に出してる。一瞬それで買えるほど安いのかと見	O 頂いた御意見については、必要に応じ、総務省 における今後の政策検討の際の参考とされるも	無
それ以前にまず端末を返納したら残金を免除という見せかけのアホなことを止めさせろ。こういうプログラムは名前が騙す気満々でちゃんと「リース」というのを利用者にわからせろと言いたい。特にドコモのオンラインショップなんて返納ありきの詐欺まがいの金額を前面に出してる。一瞬それで買えるほど安いのかと見たらリース価格でぼったくり。あとキャリアのホームページ上で料金を税抜きで	O 頂いた御意見については、必要に応じ、総務省 における今後の政策検討の際の参考とされるも	無
それ以前にまず端末を返納したら残金を免除という見せかけのアホなことを止めさせろ。こういうプログラムは名前が騙す気満々でちゃんと「リース」というのを利用者にわからせろと言いたい。特にドコモのオンラインショップなんて返納ありきの詐欺まがいの金額を前面に出してる。一瞬それで買えるほど安いのかと見たらリース価格でぼったくり。あとキャリアのホームページ上で料金を税抜きで安く見せかけてることにダンマリしてるあなた方が口を出して庶民の暮らしが良	O 頂いた御意見については、必要に応じ、総務省 における今後の政策検討の際の参考とされるも	無
それ以前にまず端末を返納したら残金を免除という見せかけのアホなことを止めさせる。こういうプログラムは名前が騙す気満々でちゃんと「リース」というのを利用者にわからせろと言いたい。特にドコモのオンラインショップなんて返納ありきの詐欺まがいの金額を前面に出してる。一瞬それで買えるほど安いのかと見たらリース価格でぼったくり。あとキャリアのホームページ上で料金を税抜きで安く見せかけてることにダンマリしてるあなた方が口を出して庶民の暮らしが良くなることはない。	O 頂いた御意見については、必要に応じ、総務省 における今後の政策検討の際の参考とされるも	無
それ以前にまず端末を返納したら残金を免除という見せかけのアホなことを止めさせろ。こういうプログラムは名前が騙す気満々でちゃんと「リース」というのを利用者にわからせろと言いたい。特にドコモのオンラインショップなんて返納ありきの詐欺まがいの金額を前面に出してる。一瞬それで買えるほど安いのかと見たらリース価格でぼったくり。あとキャリアのホームページ上で料金を税抜きで安く見せかけてることにダンマリしてるあなた方が口を出して庶民の暮らしが良くなることはない。端末の割引上限よりもまず同じキャリア(SIM)を使ってる人のみ(年数に応じて)	O 頂いた御意見については、必要に応じ、総務省 における今後の政策検討の際の参考とされるも	無
それ以前にまず端末を返納したら残金を免除という見せかけのアホなことを止めさせろ。こういうプログラムは名前が騙す気満々でちゃんと「リース」というのを利用者にわからせろと言いたい。特にドコモのオンラインショップなんて返納ありきの詐欺まがいの金額を前面に出してる。一瞬それで買えるほど安いのかと見たらリース価格でぼったくり。あとキャリアのホームページ上で料金を税抜きで安く見せかけてることにダンマリしてるあなた方が口を出して庶民の暮らしが良くなることはない。 端末の割引上限よりもまず同じキャリア(SIM)を使ってる人のみ(年数に応じて)を割引にすればすべて丸く収まる。昔と違い今は SIM フリーでメーカーが直販し	O 頂いた御意見については、必要に応じ、総務省 における今後の政策検討の際の参考とされるも	無
それ以前にまず端末を返納したら残金を免除という見せかけのアホなことを止めさせろ。こういうプログラムは名前が騙す気満々でちゃんと「リース」というのを利用者にわからせろと言いたい。特にドコモのオンラインショップなんて返納ありきの詐欺まがいの金額を前面に出してる。一瞬それで買えるほど安いのかと見たらリース価格でぼったくり。あとキャリアのホームページ上で料金を税抜きで安く見せかけてることにダンマリしてるあなた方が口を出して庶民の暮らしが良くなることはない。 端末の割引上限よりもまず同じキャリア(SIM)を使ってる人のみ(年数に応じて)を割引にすればすべて丸く収まる。昔と違い今は SIM フリーでメーカーが直販してることが多いからキャリアが端末のみ等で馬鹿みたいに格安にする必要はな	O 頂いた御意見については、必要に応じ、総務省 における今後の政策検討の際の参考とされるも	無
それ以前にまず端末を返納したら残金を免除という見せかけのアホなことを止めさせろ。こういうプログラムは名前が騙す気満々でちゃんと「リース」というのを利用者にわからせろと言いたい。特にドコモのオンラインショップなんて返納ありきの詐欺まがいの金額を前面に出してる。一瞬それで買えるほど安いのかと見たらリース価格でぼったくり。あとキャリアのホームページ上で料金を税抜きで安く見せかけてることにダンマリしてるあなた方が口を出して庶民の暮らしが良くなることはない。端末の割引上限よりもまず同じキャリア(SIM)を使ってる人のみ(年数に応じて)を割引にすればすべて丸く収まる。昔と違い今は SIM フリーでメーカーが直販してることが多いからキャリアが端末のみ等で馬鹿みたいに格安にする必要はない。	O 頂いた御意見については、必要に応じ、総務省 における今後の政策検討の際の参考とされるも	無
それ以前にまず端末を返納したら残金を免除という見せかけのアホなことを止めさせる。こういうプログラムは名前が騙す気満々でちゃんと「リース」というのを利用者にわからせろと言いたい。特にドコモのオンラインショップなんて返納ありきの詐欺まがいの金額を前面に出してる。一瞬それで買えるほど安いのかと見たらリース価格でぼったくり。あとキャリアのホームページ上で料金を税抜きで安く見せかけてることにダンマリしてるあなた方が口を出して庶民の暮らしが良くなることはない。端末の割引上限よりもまず同じキャリア(SIM)を使ってる人のみ(年数に応じて)を割引にすればすべて丸く収まる。昔と違い今は SIM フリーでメーカーが直販してることが多いからキャリアが端末のみ等で馬鹿みたいに格安にする必要はない。特にキャリアでずっと長期利用で同じ SIM を使ってる人で端末を転売とかする人	O 頂いた御意見については、必要に応じ、総務省 における今後の政策検討の際の参考とされるも	無
それ以前にまず端末を返納したら残金を免除という見せかけのアホなことを止めさせろ。こういうプログラムは名前が騙す気満々でちゃんと「リース」というのを利用者にわからせろと言いたい。特にドコモのオンラインショップなんて返納ありきの詐欺まがいの金額を前面に出してる。一瞬それで買えるほど安いのかと見たらリース価格でぼったくり。あとキャリアのホームページ上で料金を税抜きで安く見せかけてることにダンマリしてるあなた方が口を出して庶民の暮らしが良くなることはない。端末の割引上限よりもまず同じキャリア(SIM)を使ってる人のみ(年数に応じて)を割引にすればすべて丸く収まる。昔と違い今は SIM フリーでメーカーが直販してることが多いからキャリアが端末のみ等で馬鹿みたいに格安にする必要はない。	O 頂いた御意見については、必要に応じ、総務省 における今後の政策検討の際の参考とされるも	無

意見	考え方	修正の 有無
に還元してるのが根本的におかしい。		
長期利用者を優遇すれば転売してる糞以外は誰も反発しないし優遇を受けたけれ		
ば同じキャリアを使えばいいという誰でも例え馬鹿でもわかる流れになる。		
数十年以上を利用してる人達を詐欺扱いしてるキャリアをどうしかしろ。それを		
無視して詐欺に加担してるのが総務省だ。		
あと今はまた基本料金が値上げしまくってることに無関心って長期利用者に死ね		
と宣戦布告してるのが総務省なのか?長期利用者には無関心の理由を総務省に聞		
きたいし発表しろと言いたい。詐欺師の鴨ならちゃんと総務省が「長期利用者は詐		
欺師の鴨だ」と言えと言いたい。		
長期利用者にとっては昔とほとんど毎月の支払が変わってない		
昔は基本料金が高いが端末の割引が機種変更でも受けた		
今は基本料金は少しは安くなっても機種変更だと端末(端末の値上げしまくって		
るのに)の割引対象外		
基本料金+端末という意味では昔とあまり支払いに大差ない。		
│ │ それからキャリアに言えることだが一部の店舗で使えない機種(発売から時間が		
経ち知識のある人は誰も手を出さず人気がない機種)を老人や知識がない人達に		
言葉巧みにだまして安値なら文句は言えないがそれを定価で販売してるところを		
潰せと言いたい。		
【個人4】		
附則(施行日関係)		
意見21 施行日は、1月1日以外にすることを要望。	考え方21	
この度、電気通信事業法施行規則等の一部改正について内容を拝見させていただ	〇 頂いた御意見を踏まえ、本省令案及び電気通信	有
きました。一部内容を見直していただきたい部分があり意見を提出させて頂いた	事業法第27条の3第1項の規定に基づき、同条	
次第です。	第2項の規定の適用を受ける電気通信事業者を	
	指定する件の一部を改正する告示案(以下「本	
事業法 27 条等の見直し施行日について、元旦からでは無い日程で調整頂けないで	告示案」という。)の附則について、次のとおり	

意見	考え方	修正の 有無
しょうか。元旦は通常時よりも非常に繁忙時であること、社会的に本社機能が止ま	修正することが適当と考えます。	12111
っている事などを踏まえて、現場混乱が招きかねない懸念事項が十分にあり得ま		
す。		
1月 15 日以降、又は元旦前の改正などを強く要望させていただきます。	【原案】	
	・本省令案	
大変お手数ではございますが、	この省令は、 <u>令和六年一月一日</u> から施行する。 <u>た</u>	
ご検討の程を何卒よろしくお願い申し上げます。	だし、第二条の規定は、公布の日から施行する。	
本施行規則等の一部改正は、2024年1月1日に施行とのことですが、1月1日は		
国民の休日となります。現場のショップにおいては単に店頭における売価の表示	この告示は、 <u>令和六年一月一日</u> から施行する。	
だけでなく、販売管理システムのマスターの変更など 12 月 31 日までの運用から		
大きな変更が入るにも関わらず、問い合わせ先のキャリアも会社本部も営業して	【修正案】	
いない状況は混乱が生じる懸念があります。つきましては、施行日を12月下旬ま	· 本省令案	
たは1月中旬などの休日以外の日に変更いただくことを希望します。(具体的には	この省令は、 <u>令和五年十二月二十七日</u> から施行す	
2023 年 12 月 27 日・水曜日を希望します。)。	් තිං	
【全国携帯電話販売代理店協会】	<u>+</u> + + = =	
本施行規則等の一部を改正する省令の施行日案に関して、できる限り現場の混乱	・本告示案	
をさけるためにも、多くのお店が年末年始休業期間である 2024 年 1 月 1 日元旦施	この告示は、 <u>令和五年十二月二十七日</u> から施行す	
行ではなく、1月中旬営業日の施行を希望いたします。後ろ倒しが困難な場合は	శ్	
2023 年 12 月 27 日 (12 月下旬営業日) の施行を希望いたします。		
【ベルパーク】		
電気通信事業法改正の施行につきましてご検討よろしくお願いします。		
改正に伴い現場での準備・周知に通常より時間を要する事より、年末年始の施行は		
避けて頂きたいです。対象時期は店舗での稼働人員が少なくなる為		
ガイドラインも定まってない中、前倒しも期間的に困難である為に令和6年1月		
中旬以降に変更していただき、準備を行いたい。また施行の前倒しが困難な場合は		

意見	考え方	修正の 有無
12月下旬の営業日に変更していただけると、現場での混乱がなくなります。		117///
ご検討いただけます様よろしくお願い申し上げます。		
【圓陣】		
本省令案の施行日については、法令を遵守すべく適切な運用を徹底するため、事業		
者における一般的な年末年始休暇日程(2023年12月29日から2024年		
1月3日)を避けた営業日(例えば、年末年始休暇前々日の2023年12月27		
日)にて施行としていただくことを要望いたします。		
【NTTドコモ】		
本省令案は2024年1月1日に施行とされていますが、価格やサービスの改定を		
行う際には、正常に切り替えが行われるよう切り替え後の正常稼働の確認等を行		
っており、今回も同様に、年末年始の休日にもかかわらず、現場の混乱によるミス		
や事故リスク等の回避のため、正常な切り替えが行われるように特別な体制を組		
む必要があります。		
現在「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」の改正に関		
する意見募集中であり準備期間が短期間であること、また年内の最終日は対応に		
余裕が持てないおそれあること等を考慮し、施行日は 2023 年 12 月 27 日として頂		
くことを要望します。		
【ソフトバンク】		
本省令案の施行日は2024年1月1日とされていますが、年末年始時期であり、		
これに伴う不測の事態等が起きた場合、対応は限定的とならざるを得なくなるこ		
とが考えられます。つきましては、これを2023年12月27日としていただくこと		
を要望いたします。		
【楽天モバイル】		
本省令施行日については、一部を除いて 2024 年 1 月 1 日とされており、年末年		
始での施行となります。施行日が1月1日となる場合、新ルールへの対応として、		
12月31日営業終了後に、店頭での訴求物等の切り替え、それらが正しく切り替わ	I	

意見	考え方	修正の 有無
っているかのチェック等が必要となります。また、1月1日の営業開始前までに、		
販売代理店による運用開始前の正常性確認等も必要になってきます。		
これらの切り替え作業と確認を、通常営業日ではなく、さらに年末年始の休日に		
もかかわらず実施することとなり、販売代理店の負荷が膨大となります。また、弊		
社としても販売代理店サポート体制を可能な限り強化した上で運用開始したいと		
考えておりますが、通常営業日ではないため、不測の事態への対応が遅れてしまう 可能性があります。		
従って、販売代理店や事業者の負荷に配慮いただき、省令施行日は、前後が休日		
ではない 12 月 27 日 (水) に前倒しいただくことを要望いたします。 【KDDI】		
改正の内谷につきましては、向息致しますが他工口時につきまして再度に検討頂 きたくご連絡させて頂いております。		
・今回の改正施行がR6年1月1日になっておりますが、年末年始の施行には反対致し		
ます。施行に対しての準備、周知等が通常以上の管理が必要となる為		
・現場の運用やガイドラインも定まっていない中、前倒しが困難であると判断致し		
ますのでR6年1月中旬ごろへ変更して頂きたい。		
【個人10】		
その他		
意見22 販売現場などの状況改善にも目を向けてほしい。	考え方22	
現在は退職しておりますが、私自身は以前は通信会社の店頭スタッフとして合計	〇 頂いた御意見については、必要に応じ、総務省に	無
約8年程働いておりました。	おける今後の政策検討の際の参考とされるものと	
その時の現場での体験なども含めて意見を述べたくこちらに意見提出をしており	考えます。	
ます。		
-1-		
モバイル市場の公正な競争を促進するため、電気通信事業法第27条の3において、 携帯電話事業者等に対する規律		

意見	考え方	修正の 有無
(通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの禁止) を規定。		
まずこちらに関しては、通信料金と端末代金の完全分離をするのであれば		
1. 端末メーカーが新しく販路を開拓する労力 2. 全キャリアのアンテナを内蔵することによる開発期間の長期化やコストアップ 3. 売れにくい端末、採算の取れない端末の廃止		
例えばご年配の方向けのスマホ主力メーカー富士通が事業を譲渡する またメーカーが技術的なチャレンジした端末をキャリアが金銭的なフォローが不 可能になる 4. 買う側に知識がかなり必要になってくる		
他にもまだ問題はあると思いますが、数分考えただけでもこのような問題が出てきます。 特に 2. と 3. に関しては、メーカーの存続にも関わることである。		
-2- 割引上限規制		
まず、現場で働いていた者としての考えでお伝えするなら非常に厳しい内容だと 思う。		
現場で働いていた人間としての意見にはなるが、人口減少や通信業界全体のパイでただ奪い合うしかない中で前年比以上の売り上げを求められるからである。また、割賦契約を出来ない人に対しては一括での販売は可能になるのでそういった意味では一括の販売で特価の商品もあるべきだと思う。		

意見	考え方	修正の 有無
今ではただの通信端末ではなく、電気や水道に近い生活必需品であり、無いと仕事を探したり他人と連絡も取ることさえ難しいインフラに近い製品だと思う。		
また根本的に、割引の規制とかではなく通信事業者の社内のそういった販売のノルマ等の問題を解決も必要だと思う。 これに関しては後に意見を詳しく述べる。		
-3- これは今回の内容と少し話が変わってくるとは思うが述べておきます。		
上記-2-にて述べた、前年以上の売り上げやノルマに関して。		
これは非常に問題として深く、この問題は最近話題にビッグモーターに近い内部 状況にもある。 売らないと契約切られたり、店舗を飛ばされたり、虚偽のでっちあげで退職に追い 込まれたり、なぜ売れないのか長時間恫喝されたりもする。		
そうならない為に、客を騙したり、コンプライアンス違反をしたり、強引な販売方法をとったりするスタッフが増え、そしてそういったスタッフはクレームが多くても、販売や契約の獲得が多いので上層部からは気に入られたりする。 そしてそれを良しとしている上層部にも問題がある。		
もちろん、通信事業者としては利益も必要であり、通信設備の増強や今後世界に遅れないような通信技術の研究も必須である。 なので何が何でも通信料を安くすればいい、端末を安くすればいいという問題だけではないが、こういった現場の状況の改善にも目を向けてほしいと思います。 【個人7】		

(2) 電気通信事業法第27条の3第1項の規定に基づき、同条第2項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件の一部を改正する告示案関係

意見23 本告示案に賛同。	考え方23	
独立系 MVNO が創意工夫による独自のサービスを創出・提供することが可能となり、	〇 賛同の御意見として承ります。	無
モバイル市場における競争の活性化、引いては利用者利便の向上に繋がるものと		
考えますので、本告示案に賛同いたします。		
【オプテージ】		

※提出された御意見については、整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。

 \bigcirc

総

電

務 省

令 第

号

気

通 信 事

業

法

昭

和

五

+

九

年

法

律

第

八

+

六

号)

第二

+

七

条

 \mathcal{O}

三

第

項

及

び

第

項

 \mathcal{O}

規

定

に

基

づ

き

通 信 事 業

法

施

行

規

則

等

 \mathcal{O}

部

を

改

正

す

る

省

令

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

定

8

る。

電

気

令

和

年 月

日

大 臣 鈴 木 淳

司

総 務

事 業 法 施 行 規 則 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す

る

省

令

電

気

通

信

電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 改 正

通 信 事 業 法 施 行 規 則 昭 和 六 +

年

郵

政

省

令

第二

+

五

号)

 \mathcal{O}

__

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

正

す

る

後

欄

に

掲

げ

第

条

電

気

る

次

 \mathcal{O}

表

に

ょ

り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 た 部 分 をこ ħ に 順 次 対 応 す る 改 正

規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 め、 改 正 前 欄 に 撂 げ る そ \mathcal{O} 標 記 部 分 に 重 傍 線 を 付 L た 規 定

以

下 \mathcal{O} 条 に お 1 て 対 象 規 定」 と ζ`\ う。 は れ を 削 り、 改 正 後 欄 12 撂 げ る 対 象 規 定 は

れ を 加 え る

(禁止行為の規定の適用を受けない電気通信事業者の基準

第二十二条の二の十五 移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(基地局を設置して移動電気通信役務を提供二十二条の二の十五 法第二十七条の三第一項の総務省令で定める利用者の数の割合は、仮想 について、百分の四とする。 する電気通信事業者であるもの及び当該電気通信事業者の特定関係法人であるものを除く。)

(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供)

第二十二条の二の十六 法第二十七条の三第二項第一号の総務省令で定める利益の提供は、 掲げる利益の提供とする。 次に

こと(新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含む。)を

対象設備の購入等をすること又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結する

当該利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額と、当該利益の提供を受けるた

(前号に規定する条件を除く。)とする前号イからニまでに掲げる利益の提供であつて

り利用者が受けることとなる当該利益の額以外の利益の額との合計額(法第二十七条の三第 めに必要となる契約に関して約し、又は約させる同号イからニまでに掲げる利益の提供によ

項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契

:の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が当該利用者に対して当該利益の提供

じて得た額とのいずれか低い額を超えるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

業者が利用者から譲り受ける際に当該利用者に対して提供することとしている対価の額を減 が開始される前に販売等が開始された同一の製造事業者の同型機種をいう。)を電気通信事 価格)と当該対象設備の対照価格から当該対象設備の先行同型機種(当該対象設備の販売等 のいずれか高い額、対象設備の対照価格が二万円以下である場合には、当該対象設備の対照 を超え八万円以下である場合には、当該対象設備の対照価格の五割に相当する額又は二万円 せる日(イ及びロにおいて「利益提供日」という。)における対象設備の対照価格が二万円 下この号において「合計利益提供額」という。)が、四万円(利益の提供を約し、又は約さ 同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額を含む。以 を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる第四十条の二において準用する

電話サービスのみに対応した移動端末設備を現に利用している者に限る。)が当該第三世提供に関する契約に係る申込みの受付を終了したものに限る。)の利用者(第三世代携帯 代携帯電話サービスの通信方式に代わる新たな通信方式に対応するために購入等がされる 帯電話サービスをいう。) 三・九―四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外の携 ものである場合において、 対象設備が、第三世代携帯電話サービス(電気通信事業法施行規則様式第四に規定する 合計利益提供額が当該対象設備の対照価格以下であるもの。 (その提供を廃止するために当該第三世代携帯電話サービスの

前

(禁止行為の規定の適用を受けない電気通信事業者の基準

第二十二条の二の十五 移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(基地局を設置して移動電気通信役務を提供 について、千分の七とする。 する電気通信事業者であるもの及び当該電気通信事業者の特定関係法人であるものを除く。 法第二十七条の三第一項の総務省令で定める利用者の数の割合は、 仮想

$\frac{2}{3}$

第二十二条の二の十六 (電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供)

同上

務の提供に関する契約を締結し、 製造事業者の同型機種をいう。)を電気通信事業者が利用者から譲り受ける際に当該利用者 象設備の先行同型機種(当該対象設備の販売等が開始される前に販売等が開始された同一の 約させる日(イ及びロにおいて「利益提供日」という。)における対象設備の対照価格が一 三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関す する契約を締結すること(新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとな 万円以下である場合には、当該対象設備の対照価格)と当該対象設備の対照価格から当該対 する同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額を含む 提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる第四十条の二において準用 る契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が当該利用者に対して当該利益の により利用者が受けることとなる当該利益の額以外の利益の額との合計額(法第二十七条の るために必要となる契約に関して約し、又は約させる同号イからニまでに掲げる利益の提供 つて、当該利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額と、当該利益の提供を受け ることを含み、継続利用を除く。)を条件とする前号イからニまでに掲げる利益の提供であ に対して提供することとしている対価の額を減じて得た額とのいずれか低い額を超えるもの 以下この号において「合計利益提供額」という。)が、二万円(利益の提供を約し、又は ただし、次に掲げるものを除く。 移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること(移動電気通信役 及び対象設備の購入等をすることを条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関 又は締結していることとなるものを含み、

[イ・ロ 同上]

性がない移動端末設備であつて、 通信方式に代わる新たな通信方式に対応するために購入等がされるもの又はPHSの利用 した移動端末設備を含む。)を現に利用している者に限る。)が当該移動電気通信役務の 利用者(当該通信方式のみに対応した移動端末設備(当該通信方式及びPHSのみに対応 該移動電気通信役務の提供に関する契約に係る申込みの受付を終了したものに限る。)の 対象設備が、特定の通信方式を用いた移動電気通信役務(その提供を廃止するために当 (PHSのみに対応した移動端末設備(特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張 データ伝送役務(従としてその利用の態様が著しく制限

[削る]

この条及び次条において「対照価格」とは、次に掲げる価格をいう。

て同じ。)が対象設備の販売等をする場合には、 当該イ又は口に定める価格 電気通信事業者(その依頼を受けて対象設備の販売等をする者を含む。以下この項におい 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、

当該複数の価格のうち最も高い価格数の価格を定めている場合 次に掲げる価格のうちいずれか高い価格 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備(当該対象設備が中古のものである場合には 当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。)について複

当該複数の価格のうち最も高い価格

対象設備と同等の状態である当該対象設備と同一の機種の電気通信設備(当該対象設備 通信設備)の当該電気通信事業者における調達価格。ロにおいて同じ。 と同一の機種の電気通信設備がない場合には、当該対象設備と同等の性能を有する電気 当該対象設備の調達価格(当該対象設備の正確な調達価格が定かでないときは、 当該

該一の価格と当該対象設備の調達価格のいずれか高い価格 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合 当

(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある料金その他の提供条件)

第二十二条の二の十七 法第二十七条の三第二項第二号の総務省令で定める料金その他の提供条|第二十二条の二の十七 件は、次のとおりとする。

[一~五 略]

く。)の提供(当該契約において当該利益の提供を約し、 る移動電気通信役務の料金の減免その他の経済的利益(特定経済的利益に該当するものを除 たりの料金(当該契約を締結した日の属する月の初日から起算して六月を経過する日までの つて、それにより利用者が受けることとなる一年当たりの利益の額が当該契約に係る一月当 契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に対して行われる当該契約に係 当該利用者が受けることとなる一月当たりの利益の額が当該契約に係る一月当たりの 又は約させる場合に限る。)であ

> 該対象設備の対照価格以下であるもの 通信役務に対応するために購入等がされるものである場合において、合計利益提供額が当 提供条件についての別段の合意に基づきPHSを利用している法人を除く。 された音声伝送役務が付加されているものを含む。)のみに対応したものを除く。)を現 .利用している者に限り、契約約款に定める料金その他の提供条件によらず料金その他の

域のみに対応した移動端末設備を現に利用している者に限る。)が当該移動電気通信役務 場合において、 を利用するために必要となる他の周波数帯域に対応するために購入等がされるものである 地域で行わないこととした旨を利用者に告知したものに限る。)の利用者(当該周波数帯 対象設備が、特定の周波数帯域を用いた移動電気通信役務(その提供を全部又は一部の 合計利益提供額が当該対象設備の対照価格以下であるもの。

同上

[同上]

、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。)について複 数の価格を定めている場合 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備(当該対象設備が中古のものである場合には 当該複数の価格のうち最も高い価格

口 電気通信設備)の当該電気通信事業者における調達価格)のいずれか高い価格 象設備と同一の機種の電気通信設備がない場合には、当該対象設備と同等の性能を有する 該一の価格と当該対象設備の調達価格(当該対象設備の正確な調達価格が定かでないとき 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合 当該対象設備と同等の状態である当該対象設備と同一の機種の電気通信設備(当該対

(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある料金その他の提供条件)

六 契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に対して行われる当該契約に係 る移動電気通信役務の料金(付加的な機能の提供の料金を除く。)の減免その他これと同等 ること。 けることとなる一年当たりの利益の額が当該契約に係る一月当たりの料金を超えるものであ の利益(特定経済的利益に該当するものを除く。)の提供であつて、それにより利用者が受

(移動電気通信役務に関する規定の準用) 料金)を超えるものであること。

第四十条の二 法第七十三条の三において準用する法第二十七条の三第二項第一号の総務省令で 第四十条の二 その他の提供条件については、それぞれ第二十二条の二の十六及び第二十二条の二の十七の規 定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 定める利益の提供及び法第七十三条の三において準用する同項第二号の総務省令で定める料金 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

二項 第二十二条の二の十六第

掲げる場合の区分に応 には、次のイ又は口に 備の販売等をする場合 含む。以下この項にお 備の販売等をする者を の依頼を受けて対象設 じ、当該イ又は口に定 いて同じ。) が対象設 電気通信事業者(そ

が中古のものである あるものに限る。以 設備と同等の状態で 場合には、当該対象 設備(当該対象設備 下この項において同 の機種の電気通信 当該対象設備と同

い価格 格のうちいずれか高 場合 の価格を定めている じ。)について複数 次に掲げる価

のうち最も高い価 当該複数の価格

象設備の正確な調 調達価格 当該対象設備の (当該対

い価格

のうち最も高い価 当該複数の価格

対象設備の販売等をす 者(その依頼を受けて 届出媒介等業務受託

分に応じ、当該イ又はは口に掲げる場合の区 る場合には、次のイ又 対象設備の販売等をす 項において同じ。)がる者を含む。以下この 口に定める価格 当該対象設備と同

下この項において同あるものに限る。以 が中古のものである 設備と同等の状態で 場合には、当該対象 設備(当該対象設備 の機種の電気通信

格のうちいずれか高 場合 次に掲げる価 じ。)について複数 の価格を定めている

象設備の正確な調 調達価格 当該対象設備の (当該対

> (移動電気通信役務に関する規定の準用) 同上

二項 第二十二条の二の十六第 同上 格のうち最も高い価 下この項において同あるものに限る。以 場合 当該複数の価 じ。) について複数 場合には、当該対象 が中古のものである の価格を定めている 設備と同等の状態で 設備(当該対象設備 [新設] 同上 の機種の電気通信 当該対象設備と同 格のうち最も高い価場合 当該複数の価 下この項において同あるものに限る。以 の価格を定めている じ。)について複数 設備と同等の状態で 場合には、当該対象 が中古のものである [新設] 同上 備(当該対象設備 の機種の電気通信 当該対象設備と同 当該複数の価

い価格 達価格のいずれか高 を当該対象設備の調 格のみを定めている設備について一の価 の機種の電気通信 当該対象設備と同 信事業者における 有する電気通信設 備と同等の性能を には、 信設備がない場合 当該対象設備と同 態である当該対象 いときは、当該対 いて同じ。 調達価格。口にお 設備と同一の機種 達価格が定かでな の機種の電気通 定気通信設備 の当該電気通 当該対象設 に応じ、当該(1)又は 2)に定める価格 場合 次の(1)又は(2) 格のみを定めている 設備について一の価 れか高い価格のいず の機種の電気通信 委託電気通信事業当該対象設備が 当該対象設備と同 格と当該対象設備 場合 当該一の価 達したものである 者以外の者から調 態である当該対象 象設備と同等の状 て同じ。 以下この項におい おける調達価格。 介等業務受託者に 有する電気通信設 備と同等の性能を には、 信設備がない場合 当該対象設備と同 の電気通信設備 設備と同一の機種 いときは、当該対 達価格が定かでな の機種の電気通 の当該届出媒 当該対象設 種の電気通信設備 が定かでないときは と当該対象設備の調場合 当該一の価格 通信設備)の当該電 当該対象設備と同等 対象設備と同一の機 等の状態である当該 備の正確な調達価格 達価格(当該対象設 格のみを定めている 設備について一の価 気通信事業者におけ の性能を有する電気 備がない場合には、 の機種の電気通信設 当該対象設備と同 の機種の電気通信 当該対象設備と同 当該対象設備と同 ロ (2) 当該対象設備が (1) 場合 当該一の価達したものである 対象設備の正確な の調達価格(当該格と当該対象設備 者以外の者から調 調達価格が定かで 委託電気通信事業 対象設備と同等の ないときは、当該 [同上]

備考																																	
表中の「																																	
]の記載及び																																	
及び対象規																																	
定の二重像																															略」		
対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。																																	
た標記部分	[]	/o \ 		1 \	<i>T</i>		/m²	÷n.		イ	めっ	じ、	掲げ	に	備の	業	者口	Ξ	<u></u>														
を除く全体	路] 略]格	(2) 格 当 該 対	うち	該	のうちいず	合次に掲	価格を定め	設備に つい	一の機種の	当該対象	る価格	当該イ又	りる場合の	は、次のイ	の販売等を	有以外の者	及び委託電	油出媒介等	略」														
に付した傍	,	象設備の	11	複数の価格	ずれか高い	合 次に掲げる価格	ている場	て複数の	電気通信	宗設備と同		は口に定	区分に応	文は口に	する場合	1が対象設	気通信事	業務受託															
傍線は注記																																	
である。																																	
																															[二 同上	れか言	る調達
																															士	れか高い価格	達価格)の
																		三															いず
	[ロ 同上]		F 22 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	新設	のうち見	合当	価格を宣	設備に	一の機	イ 当該な	める価格	じ、当該ノ	掲げる場ぐ	には、次の	備の販売な	業者以外の	者及び委託	届出媒介	[二 同上]	価格) の	におけ	媒介質	設備)	を有よ	設備	合には			(当	種の電	設	状態で
	4]				うち最も高い価	合 当該複数の価格	圧めている	ついて複数	性の電気通	对象設備と		イ又は口に	百の区分に	のイ又はロ	寺をする場	の者が対象	北電気通信	丌等業務受)のいずれか高い	りる調達価	媒介等業務受託者	設備)の当該届出	を有する電気通信	設備と同等の性能	は、当該対象	備が	の機種の電気	該対象設備と	信設		である当該
					格	格	場	の	信	同		定	応	に	合	設	事	託			い	格	者	出	信	能	象	場	気	と	備		対

電 気通 信 事 業法 施 行 規 則 の 一 部を改正する省令の一部改正)

第二 条 電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 する 省令 **令** 和 元 年 -総務省 令第三十八 号) の 一 部を次

のように改正する。

次 0 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げる 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を付 L た部 分をこれ に 対 応する改 Ē 後欄 に 撂 げ る 規

定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の [] の記載は注記である。	[4 略]	月三十一日限り、その効力を失う。	3 第一項の規定(同項第一号に規定する旧契約の更新に係る部分に限る。	[2 略]	第三条 [略]	(移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例)	附則	改 正 後
	[4 同上]	一日までに廃止するものとする。	。)は、令和五年十二 3 第一項の規定(同項第一号に規定する旧契約の更新に係る部分に限る。)は、令和六年一月	[2 同上]	第三条 [同上]	(移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例)	附則	改 正 前

附

則

この省令は、令和十五年十十二月十二十七日から施行する。ただし、

\bigcirc 総 務 省 十一告

示

第

号

総

務

省

告

示

第

百

九

+

__

号

電

気

通

信

事

業

法

第

+

七

条

 \mathcal{O} \equiv

第

項

 \mathcal{O}

規

定

に

基

づ

き、

同

条

第二

項

 \mathcal{O}

規

電 気 通 信 事 業 法 昭 和 五 + 九 年 法 律 第 八 + 六 号) 第二 + 七 条 \mathcal{O} 三 第 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 令 和 五. 年

定 \mathcal{O} 適 用 を 受 け る 電 気 通 信 事 業 者 を 指 定 す る 件 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

令 和 年 月 日

総 務 大 臣 鈴 木 淳 司

下 次 対 \mathcal{O} 象 表 規 に 定 ょ り、 لح 1 改 う。 正 前 欄 は 及 75 改 改 正 正 前 後 欄 欄 に に 対 撂 げ 応 る L 対 7 象 掲 規 げ 定 る を そ 改 \mathcal{O} 標 正 後 記 欄 部 に 分 掲 に げ る 重 対 傍 象 線 規 を 定 付 と L L た 7 規 移 定 動 以 1

改

正

前

欄

に

掲

げ

る

対

象

規

定

で

改

正

後

欄

に

れ

に

対

応

す

る

ŧ

 \mathcal{O} を

掲

げ

7

1

な

1

ŧ

 \mathcal{O}

は、

れ を

削

る。

改 正 後	改 正 前
[一~六 略]	[一~六 同上]
[削る]	七 株式会社インターネットイニシアティブ
七~十三 [略]	八~十四 [同上]
[削る]	十五 株式会社オプテージ
十四~二十八 [略]	十六~三十 [同上]
備考 麦中の []の記載は注記である。	

電気通信事業法施行規則等の一部改正 (「競争ルールの検証に関するWG」の議論を踏まえた規定整備)

概要

令和5年11月

- モバイル市場の公正な競争を促進するため、電気通信事業法第27条の3において、携帯電話事業者等に対する規律 (①通信料金と端末代金の完全分離、②行き過ぎた囲い込みの禁止)を規定。
- 2019年の改正電気通信事業法の施行から3年経過後の施行状況を踏まえ、「競争ルールの検証に関するWG」において、 規律の見直しの検討を実施。
- 今般、競争ルールの検証に関する報告書2023(以下「報告書」という。)が取りまとめられたところ(令和 5 年 9 月 1 1日公表)、 報告書の内容を踏まえ、必要となる省令等の改正を行うもの。

既往契約更新特例は2024.1.1までに廃止予定

主な改正	現 行	改正案
	・「白ロム割」は非規制	・ セット購入時の「白ロム割」も規制対象
①割引上限規制	・ 上限は一律 2 万円	・ 上限は原則4万円。ただし、4万円から8万円の端 末は価格の50%、4万円以下の端末は2万円
	・ 通信料金 (同等のものを含む。) 以外は非規制	・ 通信料金 (同等のものを含む。) 以外も規制対象
②継続利用割引	・ 長期拘束を意図せぬ継続割引が規律の対象	・ 長期(6ヶ月)にわたって利用者を将来的に拘束する 契約のみに限定
	· MNOとその子会社等	· MNOとその子会社等
③対象事業者	 契約数が0.7% (100万) を超える独立系MVNO (IIJ、オプテージ) 	 契約数が4% (500万) を超える独立系MVNO (現時点で、対象なし)
	・ 販売価格が一の場合、対照価格は調達価格と比較 (複数の価格を設定する場合は調達価格と比較せず)	・ 複数の価格を設定する場合でも、調達価格と比較
④その他	・ 通信方式変更/周波数移行時の特例	・ 特例廃止(3Gから4G・5Gへのマイグレ特例は存置)
	ᄪᄼᇌᄵᇎᅂᄔᄱᅛᅁᇬᄼᄼᄼᄼᇎ	

予定どおり、既往契約更新特例を廃止

(参考) 競争ルールの検証に関するWGについて

- 本WGは、「電気通信市場検証会議」の下で、2020年4月から開催。
- 本WGは、2019年10月に施行された改正電気通信事業法において実施した通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束等の行き過ぎた囲い込みの是正のための制度整備等の効果やモバイル市場に与える影響の評価・検証を行うことを目的とする。
- これまで、2020年から毎年の評価・検証を行い、その結果を取りまとめた報告書を毎年公表。
- 2023年は、特に2019年改正事業法により導入された制度の施行3年後の見直しを中心に検証し、 同年9月11日に報告書を公表。

【構成員】(50音順)

相田 仁 東京大学名誉教授

大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長

大橋 弘 東京大学 公共政策大学院 教授

北 俊一 株式会社野村総合研究所 パートナー

佐藤 治正 甲南大学 名誉教授

関口 博正 神奈川大学 経営学部 教授

長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク

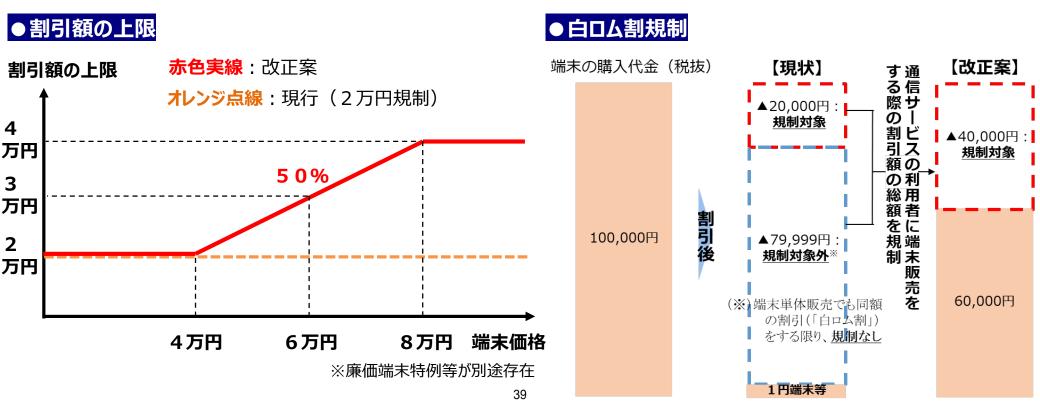
【主查】新美 育文 明治大学 名誉教授

西村 暢史 中央大学 法学部 教授

西村 真由美 全国消費生活相談員協会 IT研究会 代表

① 割引上限規制の見直し[施行規則第22条の2の16第1項第2号]

- 現行の割引上限2万円規制について、導入後の一定期間は、規制の導入効果が現れていたが、「白□ム割」*が始まったことにより、再び「1円販売」等の大幅な端末値引きが行われるようになった。
 - ※ 端末の購入等をすることのみを条件とすることで上限2万円規制の対象外となる端末値引き
- このような状況等を踏まえ、報告書においては、割引上限規制の見直しについて、次のとおり取りまとめられた。
 - ・ 現行制度上、利益の提供の上限額の範囲に含めていない「白ロム割」は、割引額の上限の範囲に含めることが適当
 - ・ 割引額の上限については、最新データに基づいて、原則 4 万円とするが、 対照価格が 4 万円から 8 万円までの場合にあっては対照価格の50%、4 万円以下にあっては 2 万円とすることが適当
- 報告書を踏まえ、電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」という。)の改正を行う。



第3章 事業法第27条の3の施行状況に関する検討

- 2. 通信料金と端末代金の完全分離に係る規律の見直し
 - (1) 上限2万円規制に係る規律の見直し
 - ③ 考え方
 - ア 潜脱行為の防止

(略)

すなわち、現行制度上「白ロム割」については利益の提供の上限額の範囲に含めないこととされているが、通信サービスと端末のセット販売(機種変更の場合を含む。)に際して行われる「白ロム割」については、上限額(イ参照)の範囲に含めることとすることが適当である。

なお、割引の基点である対照価格について、現行制度上、一の価格のみが設定されている場合には当該一の価格と調達価格のいずれか高いものとなるが、複数の価格が設定されている場合には最も高い価格が採用されることとなり、調達価格との比較がない。

この場合には、事業者が価格を不当に抑制することによる規制の潜脱が行われるおそれがあることを踏まえれば、その潜脱を防止する観点から、複数の価格を設定する場合であっても、対照価格が調達価格を下回らないように見直すことが適当である。

(略)

イ 上限額の見直し

1. ④の考え方で示したとおり、「通信料金と端末代金の完全分離」という改正法の考え方を維持することが適当である。他方で、改正法施行時と現在とではモバイル市場における状況が異なっていることを踏まえると、上限額の算出方法を踏襲しつつ、最新のデータ(改正法施行後の2020年度から2022年度までの3年間の平均値)を用いることが適当である。

(略)

以上の考え方により平均的な利用者 1 人の通信料収入から得られることが期待される利益を算出すると、約4.1 万円 (ARPU の3年平均 (4,137円) ×営業利益率の3年平均 (18.9%) ×端末の3年平均使用年数 (53.2月) =41,597 円) となることから、上限額については、その算出した額の内数である4万円とすることが適当である。

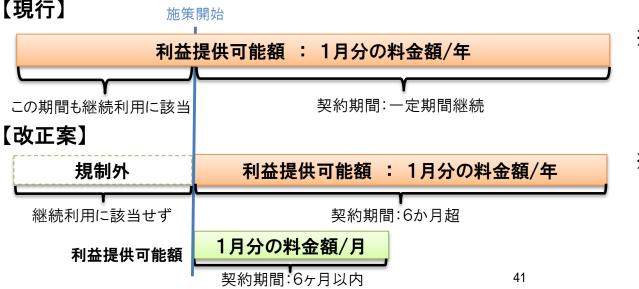
ただし、割引額の上限を一律4万円とした場合に低中価格帯の端末において、いわゆる「転売ヤー」や「1円端末」等の問題が発生するおそれがあること、現行のガイドラインにおいて、不良在庫端末の割引上限は、最終調達日から24 か月経過した場合に、対照価格の半額(50%)とする特例を認めていることを踏まえると、現行の割引額の上限である2万円を超える割引額の上限については、在庫端末特例の基準(50%)を考慮することが適当である。

このため、割引額の上限については、原則4万円とするが、対照価格が4万円から8万円までの場合にあっては対照価格の50%、4万円以下にあっては2万円とすることが適当である。

(略)

② 継続利用割引の見直し_[施行規則第22条の2の17第6号]

- 現行の継続利用割引は、「契約を一定期間継続していたことに応じて利用者に対して行われる」利益の提供を規律対象としているところ、長期にわたって利用者を拘束する行為とまでとはいえない、次の場合も継続利用割引に該当することになる。
 - ・ 契約時点において将来の継続利用に応じた割引を行うことを約していない場合
 - ・ 料金割引が適用されることの判定に一定期間を要する場合
- 一方、継続利用に応じた高額の利益提供でも、通信料金割引 (同等のもの) 以外の利益の提供については規制の対象外。
- このような状況等を踏まえ、報告書においては、継続利用割引の見直しについて、次のとおり取りまとめられた。
 - ・ 継続利用割引の規律対象は、契約時点において将来の継続利用に応じた割引を行うことを約することで、 長期 (例えば6ゕ月を超える期間) にわたって利用者を拘束するものに限定することが適当
 - ただし、長期でない場合であっても、過度な継続利用割引を行うことは適当ではないため、このような割引が行われないよう必要な対応を行うことが必要
 - ・ 継続利用に応じた通信料金割引 (同等のもの) 以外の利益提供も規律の対象とすることが適当
- 報告書を踏まえ、施行規則の改正を行う。



※ 規律対象は 「通信料金割引その他これと同等の利益 |

※ 規律対象は 「通信料金割引その他の経済的利益」

第3章 事業法第27条の3の施行状況に関する検討

- 3. 行き過ぎた囲い込みの禁止に係る規律の見直し
 - 継続利用割引規制に係る規律の見直し
 - ③ 考え方

継続利用割引については、契約時点において将来の継続利用に応じた割引(例えば、契約時点において約した、2年間継続利用した場合の2年後の通信料金割引)を行うことを約することが長期にわたって利用者を拘束することになり得ることから規律対象としたものである。

しかし、現行制度において「契約を一定期間継続していたことに応じて利用者に対して行われる」利益の提供を規律対象としたことにより、次の場合も継続利用割引に該当することになっている。

- i) 契約時点において将来の継続利用に応じた割引を行うことを約していない場合(例えば、3Gから4G又は5Gへの移行を行う際、 3G利用者に対してキャンペーン割引を行う場合や既に新規受付を終了している自社プランからの移行者に限定した割引を行う場合)
- ii)料金割引が適用されることの判定に一定期間を要する場合(例えば、月末に申込みのあった利用者に対する割引の適用有無をシステム都合により翌月の初日に処理を行う場合)

このi)・ii)の場合については、通常、長期にわたって利用者を拘束する行為とまでは言えないことから、継続利用割引の規律対象としては、契約時点において将来の継続利用に応じた割引を行うことを約することで、長期(例えば6か月を超える期間)にわたって利用者を拘束するものに限定することが適当である。ただし、長期でない場合であっても、過度な継続利用割引を行うことは適当ではないため、このような割引が行われないよう必要な対応を行うことが必要である。

また、現行制度では、継続利用に応じた高額の利益の提供であっても通信料金割引以外の利益の提供については認められているが、制度趣旨を踏まえれば、こうした利益の提供については、通信料金割引による利益の提供と同様に、規律の対象とすることが適当である。

③ 指定対象事業者の見直し_{[施行規則第22条の2の15第1項][令和5年総務省告示第291号]}

- 現行の指定対象事業者の基準は、MNO、MNOの特定関係法人及び利用者の数の割合が0.7%を超えるMVNO。
- \bigcirc 他方、改正法施行時と比較してMVNOのMNOに対する相対的な競争力は低下しているところ。
- このような状況等を踏まえ、報告書においては、指定対象事業者の見直しについて、次のとおり取りまとめられた。
 - ・ MVNOの指定対象範囲を4%(約500万人相当)とすることが適当
 - ・ MNOの特定関係法人であるMVNOは、潜脱の防止の必要性に変化はないことから、引き続き指定対象とすることが適当
- 報告書を踏まえ、施行規則及び法第27条の3の適用を受ける事業者の指定告示(令和5年総務省告示第291号)の改正を 行う。

MANO	MVN	10
MNO	MNOの特定関係法人	独立系MVNO
· NTTド⊐モ	 NTTコミュニケーションズ NTTビジネスソリューションズ NTTPCコミュニケーションズ NTT BP NTTメディアサプライ NTTリミテッド・ジャパン ドコモCS 	シェアの基準を 0.7%⇒4% · IIJ · オプテージ 対象外
・ KDDI ・ 沖縄セルラー電話 ・ UQコミュニケーションズ	ジェイコム地域会社(11社)※ソラコム中部テレコミュニケーションビッグローブ	=±700≯ +
・ソフトバンク		計28社 (現行は計30社)
・楽天モバイル	・ 楽天コミュニケーションズ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

※ 大分ケーブルテレコム、ケーブルネット下関、ジェイコムウエスト、ジェイコム九州、ジェイコム埼玉・東日本、ジェイコム札幌、ジェイコム湘南・神奈川、ジェイコム千葉、ジェイコム東京、土浦ケーブルテレビ、横浜ケーブルビジョン 43

第3章 事業法第27条の3の施行状況に関する検討

- 4. 指定事業者の範囲に係る規律の見直し
 - ③ 考え方

MNOとMVNOとの契約者シェアについては、改正法施行の前後で比較すると、施行前はMVNOのシェアが年1.2%の伸びを見せていたが、施行後はほぼ横ばいとなっており、施行前の勢いはなくなっている。また、MNOの新料金プランの導入により、MVNOにおける従前の価格優位性が低下している。これらを踏まえれば、改正法施行時と比較してMVNOのMNOに対する相対的な競争力は低下していると考えられる。

このような状況を踏まえれば、通信市場における現時点での競争状況においては、MVNOの競争への影響は少ないと考えられることから、MVNOにおける指定事業者の範囲を見直すことが適当である。この場合において、2022年7月の楽天モバイルの料金プラン改定が他の事業者の事業戦略に一定の影響を与えたことを踏まえれば、MVNOであっても、その改定当時の楽天モバイルの契約者数(約500万人)程度の契約者を有する場合は、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないとも考えられることから、MVNOの指定対象範囲を4%(約500万人相当)とすることが適当である。

ただし、MNOの特定関係法人であるMVNOについては、潜脱の防止の必要性に変化はないことから、引き続き指定対象とすることが適当である。

なお、指定対象事業者の範囲については、MNOとMVNO間の競争環境、MVNO間の競争環境、MNO間の競争環境を適正なものとしていく観点 から、引き続き、通信市場の競争状況を注視し、必要に応じて、見直しの検討を進めることが適当である。

通信方式変更/周波数移行の特例[施行規則第22条の2の16第1項第2号ハ・二]、既往契約の更新の特例[附則第3条第3項])

- ①対照価格 (割引の基点) について、現行制度上、販売価格が一の価格のみの場合は、当該一の価格と調達価格の いずれか高いものとなるが、複数の価格が設定されている場合は、最も高い価格が採用され、調達価格との比較がない。
- ②通信方式変更/周波数移行特例は、特定の通信方式の利用者が新たな通信方式に迅速に移行してもらうため対照価 格までの利益の提供を可能とするものであるが、通常の割引上限の範囲(原則4万円)であっても、迅速な移行に著しい支障 となるとは考えにくく、また、この特例の目的を超えた利益の提供が行われるおそれがある。
- ③既往契約の更新の特例は、令和6年1月1日までに廃止予定(電気通信事業法施行規則の一部改正(令和元年)附則第3条第3項)。
- このような状況等を踏まえ、報告書においては、次のとおり取りまとめられた。
 - 潜脱を防止する観点から、複数の価格を設定する場合でも、対照価格が調達価格を下回らないように見直すことが適当
 - 特例は廃止することが適当。ただし、3 Gから4 G・5 Gへの移行は、経過措置として存置することが適当
 - 既往契約の更新に係る特例を廃止するよう規定の整備を行うことが適当

4万円

調達価格

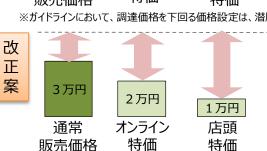
(改正案)

報告書を踏まえ、施行規則、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第38号)の改正を行う。

①対照価格の設定

最も高い価格が対照価格※ 現 行 4万円 3万円 2万円 1万円 オンライン 诵常 店頭 調達価格 特価 販売価格 特価

※ガイドラインにおいて、調達価格を下回る価格設定は、潜脱行為に当たるものとして記載。



新方式の サービス 調達価格 と比較 0円未満とならない 範囲で利益提供可 ⇒3 Gから4 G・5 Gへの移行のみ存置

旧方式の 終了

②通信方式変更/周波数移行の特例

新規契約

受付終了

新方式への移行

③既往契約の更新に係る特例

(令和元年総務省令第38号) 附則

●電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

(移動電気通信役務についての規定の適用に関する

特例) 第三条 改正法による改正後の電気通信事業法 (次項において「新法」という。) 第二十七条の三

第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者 が次に掲げる行為に際して約し、又は約させる料金 その他の提供条件については、当分の間、新施行規 則第二十二条の二の十七の規定は、適用しない

一項の規定(同項第一号に規定する旧契約 の更新に係る部分に限る。)は、全和六年 のとする令和五年十二月三十 一日限り、その効力を失う。

(参考) 競争WG2023報告書 抜粋(その他の見直し)

第2章 モバイル市場の競争環境に関する検証

- 2. 事業法第27条の3の執行状況
 - (2) 既往契約の解消状況
 - ③ 考え方

①の状況を踏まえ、総務省においては、引き続き、既往契約の解消状況を注視するとともに、不適合拘束条件の解消時期として設定した 2023 年末をもって、既往契約の更新に係る特例(3G契約に係る部分を除く)を廃止するよう規定の整備を行うことが適当である。

第3章 事業法第27条の3の施行状況に関する検討

- 2. 通信料金と端末代金の完全分離に係る規律の見直し
 - (1) 上限2万円規制に係る規律の見直し
 - ③ 考え方
 - ア 潜脱行為の防止

(略)

なお、割引の基点である対照価格について、現行制度上、一の価格のみが設定されている場合には当該一の価格と調達価格のいずれか高いものとなるが、複数の価格が設定されている場合には最も高い価格が採用されることとなり、調達価格との比較がない。

この場合には、事業者が価格を不当に抑制することによる規制の潜脱が行われるおそれがあることを踏まえれば、その潜脱を防止する観点から、複数の価格を設定する場合であっても、対照価格が調達価格を下回らないように見直すことが適当である。

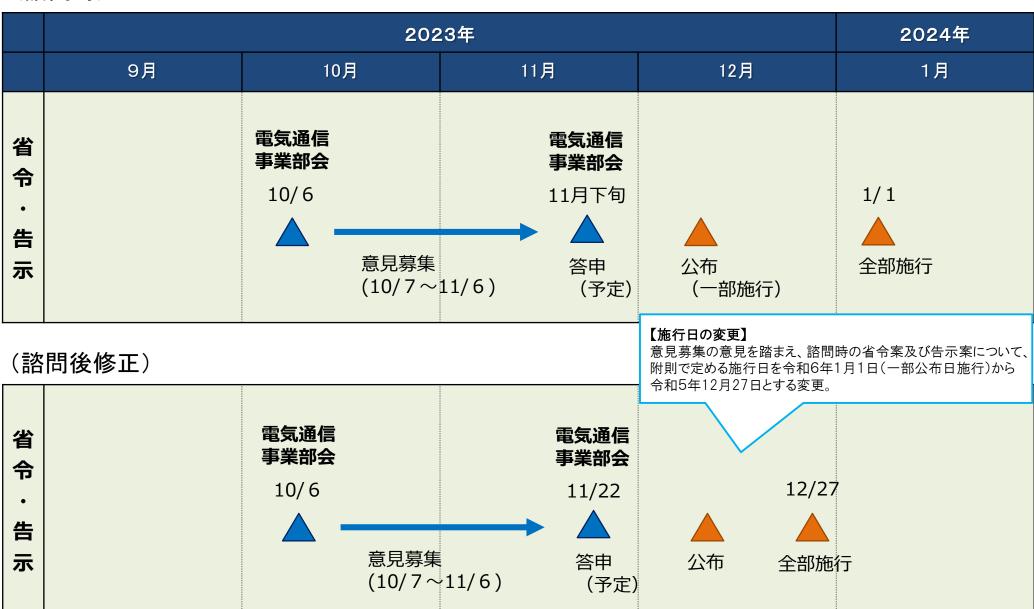
- (2) 上限2万円規制の例外規定の見直し
 - ウ 通信方式変更/周波数移行に対応するための端末の特例
 - 2 考え方

現在の端末市場において、MNO4社は低価格帯の端末を継続的に販売しており、中古端末の販売台数の継続的な増加や販路の拡大により中古端末市場も拡大していることを踏まえると、利益の提供の上限額の原則の範囲内の利益の提供であっても、これが特定の通信方式を用いた通信サービスの利用者の迅速な移行に著しい支障となるとは考えにくい。他方で、現在の端末市場において、高価格帯の端末の販売割合が改正法施行時と比較して著しく高いことを踏まえると、新たな通信方式への迅速な移行というこの特例の目的を超えた利益の提供が行われるおそれが高まっている。

こうした状況を踏まえれば、この特例については廃止することが適当である。ただし、現在この特例を利用して3Gから4G又は 5Gへの移行を進めている事業者が存在する中でこの特例を廃止することは、当該事業者に追加的な負担を生じさせ、かつ、利用者 に無用の混乱を引き起こすおそれもあることから、この移行については、経過措置として存置することが適当である。

意見募集の意見を踏まえた修正(施行日関係)

(諮問時)



〇総務省令第

号

電 気 通 信 事 業 法 昭 和 五 + 九 年 法 律 第 八 + 六 号) 第二 + 七 条 \mathcal{O} 三 第 項 及 び 第 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ

き

電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令 を 次 \mathcal{O} ょ う に 定 8 る。

年 月 日

令

和

総務大臣 鈴木 淳司

(電気通信事業法施行規則の一部改正)

電

気

通

信

事

業

法

施

行

規

則

等

 \mathcal{O}

部

を

改

正

す

る

省

令

第 条 電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 昭 和 六 + 年 郵 政 省 令 第二 + 五 号) \mathcal{O} __ 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 をこ ħ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 め、 改 正 前 欄 に 撂 げ る そ \mathcal{O} 標 記 部 分 に 重 傍 線 を 付 L た 規 定

以 下 \mathcal{O} 条 に お 1 て 対 象 規 定 と ζ`\ う。 は ک れ を 削 り、 改 正 後 欄 12 撂 げ る 対 象 規 定 は

れを加える。

(禁止行為の規定の適用を受けない電気通信事業者の基準

第二十二条の二の十五 について、百分の四とする。 する電気通信事業者であるもの及び当該電気通信事業者の特定関係法人であるものを除く。) 移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(基地局を設置して移動電気通信役務を提供 法第二十七条の三第一項の総務省令で定める利用者の数の割合は、仮想

(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供)

第二十二条の二の十六 法第二十七条の三第二項第一号の総務省令で定める利益の提供は、次に 掲げる利益の提供とする。

こと(新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含む。)を

対象設備の購入等をすること又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結する

当該利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額と、当該利益の提供を受けるた

(前号に規定する条件を除く。)とする前号イから二までに掲げる利益の提供であつて

り利用者が受けることとなる当該利益の額以外の利益の額との合計額(法第二十七条の三第 めに必要となる契約に関して約し、又は約させる同号イからニまでに掲げる利益の提供によ

項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契

?の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が当該利用者に対して当該利益の提供

じて得た額とのいずれか低い額を超えるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

業者が利用者から譲り受ける際に当該利用者に対して提供することとしている対価の額を減 が開始される前に販売等が開始された同一の製造事業者の同型機種をいう。)を電気通信事 価格)と当該対象設備の対照価格から当該対象設備の先行同型機種(当該対象設備の販売等 のいずれか高い額、対象設備の対照価格が二万円以下である場合には、当該対象設備の対照 を超え八万円以下である場合には、当該対象設備の対照価格の五割に相当する額又は二万円 せる日(イ及びロにおいて「利益提供日」という。)における対象設備の対照価格が二万円 下この号において「合計利益提供額」という。)が、四万円(利益の提供を約し、又は約さ 同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額を含む。以 を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる第四十条の二において準用する

電話サービスのみに対応した移動端末設備を現に利用している者に限る。)が当該第三世提供に関する契約に係る申込みの受付を終了したものに限る。)の利用者(第三世代携帯 代携帯電話サービスの通信方式に代わる新たな通信方式に対応するために購入等がされる 帯電話サービスをいう。) 三・九―四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外の携 ものである場合において、合計利益提供額が当該対象設備の対照価格以下であるもの。 対象設備が、第三世代携帯電話サービス(電気通信事業法施行規則様式第四に規定する (その提供を廃止するために当該第三世代携帯電話サービスの

前

(禁止行為の規定の適用を受けない電気通信事業者の基準)

第二十二条の二の十五 移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(基地局を設置して移動電気通信役務を提供 について、千分の七とする。 する電気通信事業者であるもの及び当該電気通信事業者の特定関係法人であるものを除く。 法第二十七条の三第一項の総務省令で定める利用者の数の割合は、 仮想

$\frac{2}{3}$

第二十二条の二の十六 (電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供)

同上

務の提供に関する契約を締結し、 製造事業者の同型機種をいう。)を電気通信事業者が利用者から譲り受ける際に当該利用者 象設備の先行同型機種(当該対象設備の販売等が開始される前に販売等が開始された同一の 約させる日(イ及びロにおいて「利益提供日」という。)における対象設備の対照価格が一 三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関す する契約を締結すること(新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとな に対して提供することとしている対価の額を減じて得た額とのいずれか低い額を超えるもの 万円以下である場合には、当該対象設備の対照価格)と当該対象設備の対照価格から当該対 する同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額を含む 提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる第四十条の二において準用 る契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が当該利用者に対して当該利益の により利用者が受けることとなる当該利益の額以外の利益の額との合計額(法第二十七条の るために必要となる契約に関して約し、又は約させる同号イからニまでに掲げる利益の提供 つて、当該利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額と、当該利益の提供を受け ることを含み、継続利用を除く。)を条件とする前号イからニまでに掲げる利益の提供であ 以下この号において「合計利益提供額」という。)が、二万円(利益の提供を約し、又は ただし、次に掲げるものを除く。 移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること(移動電気通信役)及び対象設備の購入等をすることを条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関 又は締結していることとなるものを含み、

[イ・ロ 同上]

性がない移動端末設備であつて、データ伝送役務(従としてその利用の態様が著しく制限 通信方式に代わる新たな通信方式に対応するために購入等がされるもの又はPHSの利用 した移動端末設備を含む。)を現に利用している者に限る。)が当該移動電気通信役務の 利用者(当該通信方式のみに対応した移動端末設備(当該通信方式及びPHSのみに対応 該移動電気通信役務の提供に関する契約に係る申込みの受付を終了したものに限る。)の 対象設備が、特定の通信方式を用いた移動電気通信役務(その提供を廃止するために当 (PHSのみに対応した移動端末設備(特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張

[削る]

この条及び次条において「対照価格」とは、次に掲げる価格をいう。

て同じ。)が対象設備の販売等をする場合には、 当該イ又は口に定める価格 電気通信事業者(その依頼を受けて対象設備の販売等をする者を含む。以下この項におい 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、

当該複数の価格のうち最も高い価格数の価格を定めている場合 次に掲げる価格のうちいずれか高い価格 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備(当該対象設備が中古のものである場合には 当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。)について複

当該複数の価格のうち最も高い価格

対象設備と同等の状態である当該対象設備と同一の機種の電気通信設備(当該対象設備 通信設備)の当該電気通信事業者における調達価格。ロにおいて同じ。 と同一の機種の電気通信設備がない場合には、当該対象設備と同等の性能を有する電気 当該対象設備の調達価格(当該対象設備の正確な調達価格が定かでないときは、 当該

該一の価格と当該対象設備の調達価格のいずれか高い価格 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合 当

(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある料金その他の提供条件)

第二十二条の二の十七 法第二十七条の三第二項第二号の総務省令で定める料金その他の提供条|第二十二条の二の十七 件は、次のとおりとする。

[一~五 略]

く。)の提供(当該契約において当該利益の提供を約し、 る移動電気通信役務の料金の減免その他の経済的利益(特定経済的利益に該当するものを除 たりの料金(当該契約を締結した日の属する月の初日から起算して六月を経過する日までの つて、それにより利用者が受けることとなる一年当たりの利益の額が当該契約に係る一月当 契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に対して行われる当該契約に係 当該利用者が受けることとなる一月当たりの利益の額が当該契約に係る一月当たりの 又は約させる場合に限る。)であ

> 該対象設備の対照価格以下であるもの 通信役務に対応するために購入等がされるものである場合において、合計利益提供額が当 提供条件についての別段の合意に基づきPHSを利用している法人を除く。 された音声伝送役務が付加されているものを含む。)のみに対応したものを除く。)を現 .利用している者に限り、契約約款に定める料金その他の提供条件によらず料金その他の

場合において、合計利益提供額が当該対象設備の対照価格以下であるもの。 域のみに対応した移動端末設備を現に利用している者に限る。)が当該移動電気通信役務 を利用するために必要となる他の周波数帯域に対応するために購入等がされるものである 地域で行わないこととした旨を利用者に告知したものに限る。)の利用者(当該周波数帯 対象設備が、特定の周波数帯域を用いた移動電気通信役務(その提供を全部又は一部の

同上

同上

、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。)について複 数の価格を定めている場合 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備(当該対象設備が中古のものである場合には 当該複数の価格のうち最も高い価格

口 電気通信設備)の当該電気通信事業者における調達価格)のいずれか高い価格 象設備と同一の機種の電気通信設備がない場合には、当該対象設備と同等の性能を有する 該一の価格と当該対象設備の調達価格(当該対象設備の正確な調達価格が定かでないとき 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合 当 当該対象設備と同等の状態である当該対象設備と同一の機種の電気通信設備(当該対

(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある料金その他の提供条件)

六 契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に対して行われる当該契約に係 る移動電気通信役務の料金(付加的な機能の提供の料金を除く。)の減免その他これと同等 ること。 けることとなる一年当たりの利益の額が当該契約に係る一月当たりの料金を超えるものであ の利益(特定経済的利益に該当するものを除く。)の提供であつて、それにより利用者が受

料金)を超えるものであること。

第四十条の二 法第七十三条の三において準用する法第二十七条の三第二項第一号の総務省令で | 第四十条の二 その他の提供条件については、それぞれ第二十二条の二の十六及び第二十二条の二の十七の規 定める利益の提供及び法第七十三条の三において準用する同項第二号の総務省令で定める料金 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 (移動電気通信役務に関する規定の準用)

第二十二条の二の十六第

略

二項

掲げる場合の区分に応 める価格 には、次のイ又は口に 備の販売等をする場合 いて同じ。)が対象設 含む。以下この項にお 備の販売等をする者を の依頼を受けて対象設 じ、当該イ又は口に定 電気通信事業者(そ

当該対象設備と同

場合には、当該対象 の価格を定めている じ。)について複数 下この項において同 あるものに限る。以 設備と同等の状態で が中古のものである

設備(当該対象設備 の機種の電気通信

当該対象設備と同

格のうちいずれか高 (1) い価格 のうち最も高い価 当該複数の価格

場合

次に掲げる価

調達価格 当該対象設備の (当該対

象設備の正確な調

当該対象設備の (当該対

分に応じ、当該イ又はは口に掲げる場合の区 る場合には、次のイ又 対象設備の販売等をす 項において同じ。)が る者を含む。以下この 対象設備の販売等をす 者(その依頼を受けて 口に定める価格 届出媒介等業務受託

格のうちいずれか高 じ。)について複数 下この項において同あるものに限る。以 が中古のものである の価格を定めている 設備と同等の状態で 場合には、当該対象 設備(当該対象設備 の機種の電気通信

い価格 のうち最も高い価 当該複数の価格

象設備の正確な調 調達価格

> (移動電気通信役務に関する規定の準用) 同上

同上

		一
		二 第 項 二
		+
		一 条
		の
		二項
		+
		六 第
		214
	. 1	_
<u></u> 格	格場のじ下あ設場が設一の合価。こる備合中備の当	
新設	の合価 °こる備合中備の当 う 格 のもとに古 機該	同上
	の合 価 のう 当該 対 の のう と 同 に は の も の も ま該 対 を で の 項 に に は の も ま 数 な の 電 で の の で ま な が ま の で 象 気 備	
	も 複 め い お 限 の 当 の 対 電 設	
	も複めいお限がまる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	いのい 複 て 。態 対 あ 設 通 と 価 価 る 数 同 以 で 象 る 備 信 同	
		_
	······································	
	格場のじ下あ設場が設一の合価。こる備合中備の当 ののもとに古、機該	
[格 新 設]	う格のもとに古く機該	同上
	ち当をに項の同はの当種対 最該定つにに等、も該の象	Ш
	も 複 め い お 限 の 当 の 対 電 設	
	高数 てている 状 該 で 象 気 備 い れ の い れ る と も も も も も も も も も も も も も も も も も も	
	いのい複て。態対あ設通と価価の数同以で象る備信同	

い価格 達価格のいずれか高 を当該対象設備の調 格のみを定めている設備について一の価 の機種の電気通信 当該対象設備と同 信事業者における 有する電気通信設 備と同等の性能を には、 信設備がない場合 当該対象設備と同 態である当該対象 いときは、当該対 いて同じ。 調達価格。ロにお 設備と同一の機種 達価格が定かでな)電気通信設備 の機種の電気通 の当該電気通 当該対象設 に応じ、当該(1)又は 2)に定める価格 場合 次の(1)又は(2) 格のみを定めている 設備について一の価 の機種の電気通信 れか高い価格のいず 委託電気通信事業当該対象設備が 当該対象設備と同 格と当該対象設備 場合 当該一の価 達したものである 者以外の者から調 態である当該対象 象設備と同等の状 て同じ。 以下この項におい おける調達価格。 介等業務受託者に 有する電気通信設 備と同等の性能を には、 信設備がない場合 当該対象設備と同 の電気通信設備 設備と同一の機種 いときは、当該対 達価格が定かでな の機種の電気通 の当該届出媒 当該対象設 種の電気通信設備 が定かでないときは と当該対象設備の調場合 当該一の価格 通信設備)の当該電 当該対象設備と同等 対象設備と同一の機 等の状態である当該 備の正確な調達価格 達価格(当該対象設 格のみを定めている 設備について一の価 気通信事業者におけ の性能を有する電気 備がない場合には、 の機種の電気通信設 当該対象設備と同 の機種の電気通信 当該対象設備と同 当該対象設備と同 ロ (2) 当該対象設備が (1) 場合 当該一の価達したものである の調達価格(当該格と当該対象設備 対象設備の正確な 者以外の者から調 調達価格が定かで 委託電気通信事業 対象設備と同等の ないときは、当該 [同上]

備考																																	
表中																																	
の []																																	
の記載																																	
及び対象																																	
家規定の																																	
二重傍																															略」		
の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は																																	
た標記																		三															
部分を除	口調	(2)格	の (:	1 加 格	のうち	合	価格	設備	<u>ー</u> の	イ 当	める価	じ、当該イ又は日	掲げる場合の区の	には、	備の販	業者以外	者及び		三略														
ぐ全体	調 産 価格	当 該 対	のうち最も高い何	当亥复数	1. \	次	を中	につ	一の機種の	該対象	格	該イ又	場合の	次のイ	売等を	外の者	委託電	媒介等															
に付した		象設備の	も高い価	り 町	れか高い	げる価	ている場	て複数の	電気通信	設備と同		は口に宮	区分に内	又はロに	する場合	美者以外の者が 対象設	気通信専	業務受到															
た傍線は		の	価材		· ·	俗	場	()	16	旧		正	心	(_	百	砇	尹	計															
注記である。																																	
る。																																	
-																																	
																																れか高い	る調査
																															占	同い価格	達価格)
																																(のいず
-										イ	め	E	掲	に	備	業	者	Ξ	Ξ														
-	「ロ同		二字末 言具	「新安	のうち	合当	価格を	設備に	一の機	イ 当該	める価格	じ、当該	掲げる場	には、次	備の販売	業者以外	者及び委	三 届出媒	三同上	価格	<u> </u>	にお	媒介	設備	を有	設備	合に	通信	同一	当	\mathcal{O}	設 !	状
-	[口 同上]		一業	「新安」	のうち最も高	合 当該複数	価格を定めて	設備について	一の機種の電	イ 当該対象設	める価格	じ、当該イ又は	掲げる場合の区:	には、次のイス	備の販売等をす	業者以外の者が	者及び委託電気	三 届出媒介等業	三同上	価格) のいずれ	における調	媒介等業務	設備)の当時	を有する電	設備と同等	合には、当	通信設備が、	一の機種	当	の電	設開	状態で
-	口同		茅言	· 新安一	のうち最も高い価格	合 当該複数の価格	価格を定めている場	設備について複数の	一の機種の電気通信	イ 当該対象設備と同	める価格	じ、当該イ又は口に定	掲げる場合の区分に応	には、次のイ又はロに	備の販売等をする場合	業者以外の者が対象設	者及び委託電気通信事	三 届出媒介等業務受託	三同上	価格)のいずれか高い	における調達価格	媒介等業務受託者	設備)の当該届出	を有する電気通信	同	合には、当該対象	信	同一の機種の電気	当該	の電気通信設	設備と同一の	状態

電 気通 信事 業法 施 行 規 則 の — 部を改正する省令の一部改正)

第二 条 電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部を 改 正 する省令 **令** 和 元 年 -総務省 令第三十八 号) ∅→ 部を次

のように改正する。

次 0 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げる 規 定 0) 傍 線 を付 L た部分をこれ に 対 応する改 Ē 後欄 に 撂 げ る 規

定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附則	附則
(移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例)	(移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例)
第三条 [略]	第三条 [同上]
[2 略]	[2 同上]
3 第一項の規定(同項第一号に規定する旧契約の更新に係る部分に限る。)は、令和五年十二。	3 第一項の規定(同項第一号に規定する旧契約の更新に係る部分に限る。)は、令和六年一月
月三十一日限り、その効力を失う。	一日までに廃止するものとする。
[4 略]	[4 同上]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

 \bigcirc 総 務 省 令 第

号

総 務 電 省 気 告 通 示 信 第 事 業 百 法 九 + 昭 和 __ 号 五 + 電 九 年 気 通 法 律 信 事 第 業 八 法 + 第 六 号) + 第二 七 条 + \mathcal{O} \equiv 七 第 条 \mathcal{O} 三 項 第 \mathcal{O} 規 --- 定 項 に \mathcal{O} 基 規 づ 定 き、 に 基 同 づ き、 条 第二 令 項 和 五. \mathcal{O} 規 年

定 \mathcal{O} 適 用 を 受 け る 電 気 通 信 事 業 者 を 指 定 す る 件 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

和 年 月

日

令

総 務 大 臣 鈴 木 淳 司

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 1 改 う。 正 前 欄 及 75 改 改 正 正 後 欄 に 対 応 L 7 掲 げ る そ 改 \mathcal{O} 標 記 部 分 に 重 傍 線 を 付 L た 規 定 以

下

対

象

規

定

لح

は

前

欄

に

撂

げ

る

対

象

規

定

を

正

後

欄

に

掲

げ

る

対

象

規

定

と

L

7

移

動

1

改 正 前 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定 で 改 正 後 欄 に れ に 対 応 す る ŧ \mathcal{O} を 撂 げ 7 1 な 1 ŧ \mathcal{O} は、 れ を 削 る。

改正後	改正前
	[一~六 同上]
	七 株式会社インターネットイニシアティブ
P()	八~十四 [同上]
	十五 株式会社オプテージ
十四~二十八 [略]	十六~三十 [同上]
備考 表中の [] の記載は注記である。	